

郎及びその配下を別働隊とし、別働隊は帝都を闇黒ならしめ、依つてこれを混亂に陥れる目的を以て、東京市及びその附近の變電所數ヶ所を襲撃し、爆弾を用ひてその要部破壊の計畫を立て、同年五月十五日古賀清志、中村義雄、池松武志、奥田秀夫及び後藤罔彦は、茨城縣土浦町料亭山水閣に集合協議の結果、

一、本隊の決行は五月十五日午後五時卅分とすること。

二、別働隊の變電所襲撃は本隊の決行後、大體日没時たる午後七時頃とすること。

三、本隊は之を四組に分ち、第一段に於いては、第一組は首相官邸、第二組は内府官邸、第三組は政友會本部、第四組は三菱銀行を襲撃し、第二段に於いては、第一組乃至第三組は、第一段の決行後警視廳を襲撃したる後、憲兵隊に自首し、第四組は第一段決行後直に憲兵隊に自首すること。

その他行動に關する細密なる計畫をも決定し、別に古賀清志、橋孝三郎、後藤罔彦等協議の結果、西田税は従來同志として同人等と提携し來りたるにも拘らず、今次の行動を妨害するものなれば、この際、これを殺害する必要ありとなし、同志川崎長光をしてその任に當らしめることとなした。

颯風の如く荒れ狂ふ

嗚呼、五月十五日！ 決行の日は來た。彼が帝都に於いて颯風の如く如何に荒れ狂つたか、その恐るべき行動の實況を述べてみる。

同日午前八時半、神樂坂の待合松ヶ枝を出た古賀中尉等一行四名は、午後三時芝公園水交社に赴き、軍人行動隊の一同と落合つた。そして、三上、黒岩の兩人は、神田區鎌倉河岸の堀井謄寫版店から購入した謄寫版により、同水交社で秘かに刷つた「日本國民に檄す」の檄文一千枚並に拳銃、手榴彈を各士官に分配した後、一同圓タクを拾つて三ヶ所の集合地へ向つた。

第一組は、各自制服を着用し、武器及び檄文數百枚づゝを携帶して、午後四時半、靖國神社に集合し、自動車二臺に分乗して、三上卓、黒岩勇、後藤映範、石關榮、八木春雄の五名を表門組とし、山岸宏、村上格之、篠原市之助、野村三郎の九名を裏門組となし、麴町區永田町二丁目一番地内閣總理大臣官舎に向つた。途中各自車内に於いて、武器を分配し、三上卓は拳銃一挺、手榴彈一個及び短刀一口、黒岩勇は拳銃一挺、短刀一口、後藤映範は拳銃一挺、八木春雄及び石關榮は各手榴彈一個を、山岸宏は手榴彈一個、短刀一口、村上格之は拳銃一挺、篠原市之助及び野

村三郎は各拳銃一挺、手榴彈一個をそれ／＼携帯することになった。表門組は同五時二十七分同官舎表門より自動車正面玄関前まで乗入れしめ、一同下車して直に同玄関より屋内に闖入し、かねて偵察したるところに依り、首相は平常同官舎日本館に起居するを知り、その通路を探索したるも見當らなかつた。一同玄関廣間に於いて巡查部長村田嘉幸に出逢つたので、三上卓黒岩勇は、同人を脅迫して首相の許に案内せしめんとしたがこれも目的を果し得なかつた。更に後藤映範は恰かも同所に来りたる私服巡查に對し同様案内せしめんとすると、同人はこれに應ぜずして玄関の外へ遁れんとしたので、その背後より拳銃一彈を發射したが命中しなかつた。

その後、三上卓は漸く日本館に通ずる廊下を見出し、同廊下板戸を蹴破つて一同を内部に導き日本館洋式客間に於いて巡查田中五郎に對し首相の所在を糺したところ、その態度反抗的なるを憤つて同人に對して拳銃一彈を放ち、その右胸部より臍臓を損傷して左側腹部に通ずる貫通銃創を負はしめた。

一方、山岸宏等の裏門組は、同官舎裏門附近において一同下車し、同門より邸内に進み、日本館玄関より屋内に闖入して、表門組と合したが、篠原市之助は、同玄関車寄の前方に於いて、附近に居合せたる制服巡查の威嚇する目的を以て銃口を斜上方に向け拳銃一彈を發射してこれを遁

走せしめ、その後同玄関に止まり外部見張の任に當つてゐたが、須臾にして、三上卓は遂に日本館食堂において首相犬養毅を發見するに至つた。そこで大聲を揚げて一同にその旨を知らせた。

一同は、首相と共に十五疊敷客間に至つて、同室に於いて首相を取囲み、二三問答の際、突然、山岸が、「問答無用射てツ」と叫ぶと、黒岩はこれに應じて首相の左前方より同人に向けて第一彈を放つた。それが左下顎骨角の直上より頭蓋腔内に入る盲管銃創を負はしめた。三上卓もまた第二彈を放ち、首相の右額顳部耳殻前方より右眼外眥の上方に貫通する銃創を負はしめた。この重傷のために犬養首相は同月十六日午前二時三十五分同官舎内に於いて、出血により惹起せられたる腦壓による心臓及び呼吸麻痺のために死亡するに至つた。

彈丸の命中したるを見るや、山岸宏の引揚の聲にて一同相次いで日本館玄関より外庭に出たが巡查平山八十松が木太刀を振つて一同に立向はんとしたので、篠原市之助は拳銃を擬して、「射つぞ」と脅迫し、黒岩勇は同人に向け一彈を放つて右大腿貫通銃創を負はしめたばかりでなく、村山格之もまた後方より同人に向けて一彈を放ち、左前膊貫通銃創を負はしめた。

かくて、一同は首相官舎裏門を立出で、赤坂區溜池町において、二臺の自動車に分乗し、三上卓、山岸宏、後藤映範、石關榮、篠原市之助の一隊は、午後五時五十分頃、警視廳に到つたが、

その豫期に反して廳外思ひのほか平穩で襲撃の必要なきことを認めためたので、これを中止して、麴町區丸の内一ノ一〇東京憲兵隊に自首して出た。

一方、黒岩勇、村山格之、八木春雄、野村三郎の一隊は、警視廳襲撃の目的を以て、同五時五十分過同廳に到り、表玄關車寄に停車せしめて一同内部に闖入し、同廳二階一室のガラス戸を蹴破る等の暴行をなし、再び自動車に分乗して上記憲兵隊正門に到り、内部を窺ひたるも、同志の未だ自首した形勢が見へなかつたので、更に豫定外の場所を襲撃せんと協場してゐる際、偶ま自動車にて警視廳より彼等を追跡して來た警視廳警部補新堀虎吉を發見し、黒岩はこれに拳銃を擬し、同警部の遁れんとする後方より一弾を發射したが、命中はしなかつた。協議の結果、日本橋區本兩替町三番地日本銀行襲撃に決定し、同銀行に到つた。そこで、村山格之、野村三郎の兩人は下車し、三郎は同銀行玄關に向ひ、手榴彈一個を投擲して、玄關前庭において炸裂せしめ、敷石、石段等を損壞して、彼等一同は東京憲兵隊に自首した。

第二組に屬する古賀清志は、制服を着用し、武器及び前記檄文數百枚を携帯して、池松武志、陸軍士官候補生坂元兼一、同菅勤、同西川武敏と共に、同四時三十分頃、芝區高輪泉岳寺境内に集合し、同寺門前茶店力亭山口彌太郎方二階に於いて、古賀清志より行動の要領を説明し、實行

に際して特に警視廳に重點を置き、内大臣官邸に於いては門外より邸内に手榴彈を投じて以て同邸を脅かし、必ずしも内大臣牧野伸顯を殺害する要はなく、直に警視廳に急行すべき旨を語つた。そこで、武器の分配となり、古賀及び池松は各拳銃一挺、手榴彈一個、西川は拳銃一挺、坂元及び菅は各手榴彈一個、短刀一口を携帶することとなつた。かくて、同亭を立出でた一同は、自動車に分乗し、午後五時二十七分頃、芝區三田臺町一ノ五内大臣官舎正門に到つて、同門前に自動車を止め、古賀清志、池松武志の兩人が下車し、古賀は同門前より門内に向つて手榴彈一個を投擲し、玄關前庭においてこれを炸裂せしめ、板塀等を損傷した。池松もまたこれに續いて手榴彈一個を門内に向つて投擲したが、これは不發に終つた。この時、古賀は拳銃を擬して、同邸に立番勤務中の巡查橋井龜一を射撃し、同人の左肩部に背後より前方に通ずる貫通銃創を負はせた。

一同は、そこで、再び自動車に乗じて沿道に檄文を撒布しつゝ、同五時四十分頃、第三組にやや後れて警視廳に到着したが、その豫期に反して決戦を試むやうな警官の集合もなかつたので、同廳の玄關近くに停車して、古賀を除く全員下車し、兎に角、その計畫に従つて、同所附近に於いて、坂元兼一及び菅勤は同廳建物に向つて手榴彈各一個を投擲した。けれど、それは不發に終つた。次いで、西川武敏、池松武志は自動車内なる古賀清志と共に玄關附近に於いて拳銃を發射

し、同所に居合せたる警視廳書記長坂弘一をして下顎部に貫通銃創を、右膝關節に盲管銃創を負はしめ、讀賣新聞記者高橋巍をして右下腿貫通銃創を負はしめた上、同所を引揚げて、午後六時頃、一同憲兵隊に自首した。

第三組に屬する中村義雄は制服を著用し、武器及び前記檄文數百枚を携帶して、陸軍士官候補生中島忠秋、同金清豊、同吉原政巳と共に、午後四時三十分、新橋驛に集合し、同驛前において自動車に同乗したるも未だ決行の時刻に達せないので、時間を調節するための市内諸所を巡つてゐる、その車内に於いて、各自武器の分配をなした。ななはち、中村は拳銃一挺、手榴彈一個、金清は手榴彈一個、短刀一口、吉原は拳銃一挺、中島は拳銃一挺、手榴彈一個を携帶することになつた、かくて、午後五時三十分頃、麴町區内山下町一ノ一五立憲政友會本部前に到つて、中村は先づ下車して同本部東入口より構内に立入り、同玄關に向つて手榴彈一個を投擲したが、不發に終つたので、これを拾つて再び投げたがこれまた不發に終つた。かくと見るや、中島は直に下車し同玄關に向つて手榴彈を投擲すると、これは炸裂して、正面露天演壇附近を損壞せしめた。次いで、豫定によつて、警視廳に赴き、金清豊は、前記第一組の音動の投じたる地點附近より建物に向つて手榴彈一個を投擲したが、誤つて路傍の電柱に中つて炸裂、電線その他を損壞した。それ

をら、一同は、再び自動車に乘じ、沿道に檄文を撒布しつゝ、午後五時五十分頃、東京憲兵隊に自首して出た。

第四組明大生奥田秀夫は、青山四丁目附近のカフエーで中村中尉より配布を受けたる手榴彈二個を携へ、麴町區丸の内二ノ五、三菱銀行附近に赴き、状況を偵察の後、同區有樂町一ノ三美松百貨店屋上において、午後五時三十分頃、警視廳方面に爆音の起るを聞き、その後丸の内警察署員の出動するのを見て、愈々軍部同志の決行したるを察知し、午後七時三十分頃再び同銀行に至り、その西側道路上より同銀行構内に向ひ手榴彈一個を投擲したが、それは同銀行と三菱道場との中間路上に落下炸裂し、同銀行並に同道場の外壁等を損傷せしめた。奥田は、そのまま逃走、殘餘の手榴彈一個は、友人中橋照夫の下宿杉並區杉並町高圓寺五一一提次男方に隠匿した。

民間側別働隊の行動

次に、橋孝三郎一派の別働隊は、本隊の決行と呼應して、同日午後七時頃より行動を開始したのであるが。それまでの経過を簡単に述べてみる。

五月十三日の茨城縣土浦山水閣に於ける代表者會議に列席した農民決死隊長後藤園彦は、同夜

歸京すると共に、參謀林正三に會議の決定事項をもたらし、且つ同志川崎長光に渡すべき拳銃及び彈丸並に短刀一口を林に託した。

これより先、同月六日、林は王子區下十條の黒岩少尉を訪ね、同人より手榴彈六個を受取り、牛込區五軒町なる同人の實兄林正一方にこれを隠匿してゐたが、事件前日の十四日朝正三は手榴彈を上野池ノ端八千代館に宿泊してゐた後藤に渡した上、自身は渡満中の橋塾頭に代り、塾の經營に當るため水戸に歸つた。そして、直ちに川崎長光に使を走らせると、川崎は十四日の深夜實家を脱出し、林より拳銃と短刀を受取つて十五日上京した。

一方、後藤は、十四日夜までに各塾生と連絡を取り、塙に手榴彈二個、短刀二口を渡し、同人はその一個宛を大貫に分ち、又、横須賀、小室の二人は、各手榴彈一個及び短刀一口宛を受取り、温水は矢吹の分をも手交された。かくて十五日朝、後藤は塙、横須賀、矢吹、温水等を伴ひ、水戸より上京して來た川崎を省線鶯谷驛に迎へ、後藤は川崎のみを伴つて、一旦八千代館に引返した後、同日午後、川崎の希望により芝公園内の水交社にて、古賀、三上、山岸の各中尉に引合せ連絡を取つた上、後藤は川崎等と別れた。

かくして、帝都の暗黒化を企つべき、農民決死隊の決死的行動に入るべき、十五日の夕刻は來

た。

尾久町變電所を破壊すべき目的を抱いた大貫明幹、高根澤與一の兩人は、午後七時頃、變電所の鐵柵を切斷して侵入し、先づ手榴彈を投げたが不發に終つたので、大貫はスキツチを破壊すべく、モーター、冷水機、メーター四個を破壊したゞけで、現場より逸走した。

龜戸變電所を襲つた矢吹正吾は、手榴彈、短刀の外、玄能と金槌を携帯し、午後七時十五分頃變電所内に侵入するや、先づ吹上ポンプ用モーターのスキツチを破壊し、手榴彈を投付けたが、これ亦不發に終つたので、そのまま玄能、金槌を捨て、逸走した。

下尾久在田端變電所襲撃を擔當した塙五百枝は、午後七時半、變電所内に侵入し、冷却装置器のスキツチを切斷し、手榴彈を投じたが、これ亦失敗に終つたので、手榴彈を附近の川に投げ捨てて逸走した。

温水秀則は、同七時十分頃、淀橋變電所に到り、飲用水用ポンプ電動機小屋に侵入し、手斧を以て電動機配線一本を切斷し、手榴彈を冷却塔に向ひ投擲し、これを炸裂せしめ、因て同塔東北側板圍の左上角を些か爆破したのみで逸走した。

鳩ヶ谷變電所を襲つた横須賀喜久雄は、電動唧筒室内に侵入し、手斧を以て配電盤施設の三極

開閉電器及び電動送水唧筒三臺に付屬せる水壓計各三個を損壊し、加ふるに鉄を以て配電盤上起動用開閉器に通ずる配線八本を切斷したのみならず、手榴彈を露天建造物に向ひ投擲してこれを炸裂せしめ、因て主要變壓器中性點接地抵抗基礎の一部を爆破して逃走した。

小室力也は目白變電所襲撃を擔當して、同六時五十分頃、同處に到つたが、巡廻中の警官に誰何されたのに狼狽し、全然手を下さないで逃走した。

斯くの如くして、別働隊の行動は、單に變電所内設備の一部を破壊したるに止まつて、東京全市は勿論、その一部をも暗黒ならしめることは出來ず、その行動は全然失敗に終つたのである。

この他、古賀中尉より「裏切者の西田税を殺せ！」との特別の命を受けた川崎長光は、五月十五日午後七時頃、澁谷區代々木一四四西田方を訪ね、對談中に突如拳銃を發射し、五發を同人の身體に撃込んで、瀕死の重傷を負はせ、そのまま圓タクに飛乗つて逃走した。重傷を受けた西田は、直に順天堂病院にかつぎ込まれたが、奇跡的に一命を取止めた。

これより先、農民決死隊の頭首にして、愛郷塾頭たる橋孝三郎は、五月一日、同志の塾生小室、塙、矢吹、大貫等を同伴上京し、神宮外苑の日本青年館に投宿、此宿を根城として種々陰謀の劃策をなし、軍部同志とも巧みに聯絡をとつてゐたが、五月十日、橋を始め後藤、林、塙、春田、

矢吹、大貫、小室、温水、横須賀の十名が集合、最後の打合せをなしたその席上で、橋は「愈々この十五日に決行することゝなつた。軍人行動隊は、要路の大官を暗殺する手筈であるから、各自は分擔の變電所を襲撃爆破し、帝都を暗黒化して軍人行動隊の活動を助けるやうに努力して貰ひたい」と激勵した。かくて一切の計畫準備も整つたので、後事を林、後藤の兩人に託し、五月十二日午後九時四十分、東京發列車で塾生春田信義を秘書として伴つて滿洲に向つた。在滿中は巧みに官憲の眼をくらまして各地に潜伏してゐたが、七月二十四日突然ハルビン憲兵隊に自首して出た。

常人側の豫審決定さる

扱て、本事件は、前に記したる如く、軍人側と常人側とを別々に審理されることになつたが、それに先達つて常人側被告二十名(一名死亡)に對する豫審は、東京地方裁判所大野豫審判事係りで取調べの結果、昭和八年五月十三日に至つて、各被告に豫審決定書の送達を見たのである。

常人側豫審決定書

主 文

常人側の豫審決定さる

被告人橋孝三郎、同後藤園彦、同林正三、同矢吹正吾、同横須賀喜久雄、同塙五百枝、同大貫明幹、同小室力也、同春田信義、同奥田秀夫、同池松武志ニ對スル爆發物取締罰則違反及殺人未遂、被告人高根澤與一ニ對スル同取締罰則違反及殺人、被告人杉浦孝ニ對スル同幫助、被告人堀川秀雄、同照沼操、同黒澤金吉ニ對スル同取締罰則違反及殺人未遂教唆、被告人川崎長光ニ對スル同取締罰則違反及殺人未遂、被告人大川周明、同頭山秀三、同本間憲一郎ニ對スル同取締罰則違反及殺人幫助被告事件ヲ夫々東京地方裁判所ノ公判ニ付ス。

理 由

被告人橋孝三郎ハ第一高等學校第三學年ヲ中途退學シタル後、茨城縣東茨城郡常磐村新立三〇三九番地ニ農場ヲ經營シ、昭和四年十一月頃、右農場ヲ中心トシテ愛郷會ヲ創立シ、同六年四月十五日、自營的農村勤勞學校愛郷塾ヲ設立シ、愛郷主義ノ下ニ農村子弟ノ啓蒙教育ニ努メ來リタルモノ。

被告人後藤園彦ハ同縣那珂郡川田村尋常小學校ノ訓導ニ復職シ、爾來其職ニ在リタルモ、昭和六年六月頃ヨリ被告人橋孝三郎ト相交ルニ至リ、同年九月、其職ヲ辭シ、同年十月頃ヨリ右愛郷塾ノ教師トナリタルモノ。

被告人林正三八東京美術學校西洋畫科ヲ卒業シタル後、直チニ右被告人橋孝三郎ノ經營ニ係ル農場ニ入り、共ニ農業ニ從事シ、傍水戸市所在私立大成高等女學校同好文實科女學校及ビ同縣東茨城郡川和田村赤塚所在私立水府高等女學校等ニ講師トシテ奉職シ、昭和六年四月以降、前記愛郷塾教師トナリタルモノ。

橋ハ昭和六年三月井上昭、古内榮司等ト相識ルニ及ビ、現下農村疲弊ノ根源ハ政黨財閥並ビニ特權階級ガ相結託シテ上聖明ヲ覆ヒ、國策ヲ紊リ、民衆ヲ搾取シテ私利私慾ヲ逞ワシ、國家存立ノ大義ヲ誤リ居ルニ因ルモノナルヲ以ツテ、之ガ革正ニハ非常手段ニ依リ、右政黨財閥並ビニ特權階級ヲ打倒スルニ如カズトノ思想ヲ懷クニ至リ、昭和七年二月頃ヨリ右井上昭、古内榮司等ガ國家改造ヲ企圖シテ政黨財閥並ビニ特權階級打倒ノ實行運動ニ着手シ、一人一殺主義ニ據リ、同年二月其ノ同志小沼正ガ井上準之助ヲ、同年三月五日其ノ同志菱沼五郎ガ團琢磨ヲ各暗殺シ、斯クテ順次政界財界特權階級等ノ巨頭暗殺ヲ決行セントシタルモ、其ノ一味ハ直チニ逮捕セラレタルヨリ、茲ニ右被告人等ハ井上昭等ノ計畫決行ノ後ヲ承ケ、同年三月下旬以來右井上昭等ト其ノ目的企圖ヲ同ジウシ、互ニ連絡ヲ執リ來リタル海軍中尉古賀清志、同中村義雄、同三上卓、同山岸安、同少尉村山格之、豫備海軍少尉黒岩勇及ビ後藤映範外十名ノ陸軍士官候補生並ニ被告人奥田秀夫、同池松武志、亡溫水秀、則等ト共謀ノ上右古賀清志等ノ海軍將校及ビ陸軍士官候補生十一名並ニ被告人奥田秀夫、同池松武志等ニ於テハ首相官邸、内大臣官邸、政友會本部、三菱銀行、警視廳等ヲ手榴彈ヲ使用シテ襲撃シ、内閣總理大臣犬養毅、内大臣牧野伸顯ノ兩名ヲ殺害シ。之ヲ阻止セントスルモノハ同様拳銃ニテ射殺シ、被告人橋孝三郎、同後藤園彦、同林正三及被告人矢吹正吾等愛郷塾々生並ニ亡溫水秀則等ニオイテハ、東京市並ニ其近郊ニ電力ヲ供給スル重要ナル變電所ヲ手榴彈ヲ使用シ襲撃シ、帝都ヲ暗黒化シ一般人心ヲ混亂状態ニ陥レ治安ヲ妨ゲ、因テ以テ國家革新ノ段階ニ迄進展セシメ、且其機會ニ於テ該計畫遂行ノ妨害ヲ爲シ居ルガ如キ疑念ヲ抱カレ居リタル西田稅ヲモ併セテ殺害セントコトヲ

企圖シ(中略)其間ニ於テ、第一被告人橋孝三郎ハ昭和七年四月中旬頃ヨリ同年五月上旬頃迄ノ間ニ前後四回ニ亘リ土浦町料理業山水閣等ニ於テ、古賀清志ヨリ合計金千四百圓ヲ受取り、其頃其一部ヲ前記變電所襲撃ヲ擔當セル被告人矢吹正吾、同横須賀喜久雄、同塙五百枝、同大貫明幹、同小室力也、同春田信義及亡温水秀則等ニ其行動資金トシテ分與シ、

第二被告人橋孝三郎、同後藤閑彦、同林正三ハ謀議ノ上、同年五月六日、東京市王子區下十條千百五十番地田代平方ニ於テ黒岩勇ノ手ヲ經テ古賀清志ヨリ手榴彈六個ヲ受取り、同月十四日當時被告人後藤閑彦ノ止宿シ居リタル同市下谷區茅町一丁目一番地旅館八千代館事飯田ミツ方ニ於テ被告人後藤閑彦ノ手ヲ介シ亡温水秀則ニ對シ手榴彈二箇ヲ交付シ、内一箇ハ同人ヲシテ同月十五日午後七時四十分頃前記ノ目的ノ下ニ淀橋所在東京電燈株式會社淀橋變電所構内ニ之ヲ投擲セシメ、他ノ一箇ハ同人ヲシテ被告人矢吹正吾ニ交付江戸川區平井所在東京電燈株式會社龜戶變電所構内ニ之ヲ投擲セシメ、同様後藤閑彦ノ手ヲ介シ、横須賀喜久雄、塙五百枝、大貫明幹、高根澤與一、小室力也ニ對シ、夫々手榴彈ヲ交付シ、鳩ヶ谷、上尾久、下尾久、戸塚ノ變電所ニ夫々投擲セシメ(此點詳述略)

被告人堀川秀雄ハ大正十四年三月茨城縣立師範學校卒業後、同縣那珂郡中野尋常小學校ニ訓導トシテ奉職シ、同年四月水戸歩兵第二聯隊ニ一年現役トシテ入營シ、同年八月除隊シ、昭和二年四月更ニ右師範學校專攻科ニ入學シ、翌三年四月同科ヲ卒業スルヤ各尋常高等小學校ニ轉勤シタルモノ、

被告人照沼操ハ昭和二年三月同縣立水戸農學校ヲ卒業シ、同年四月同縣那珂郡前渡尋常高等小學校ニ代用

教員トシテ奉職シ、翌三年準訓導トナリ、同七年四月其職ヲ辭シタルモノ、

被告人黒澤金吾ハ右前渡尋常高等小學校卒業後、其家ニ在リテ農業ニ從事シ居リタルモノナルガ、右被告人三名ハ夙ニ日蓮ヲ信仰シ、同郡磯濱町大洗東光臺ノ立正護國堂ニ出入シテ井上昭、古内榮司、小沼正等ニ接シ、右井上昭等ノ國家革新ノ思想ニ共鳴シ其同志トシテ活動シ來リタルガ、五・一五襲撃決行ニ參加スベキ様態懇セラルルヤ之ヲ承諾シ、橋孝三郎、後藤閑彦、林正三等ト種々ノ協議ヲ爲シ、同人ト面識アル被告人川崎長光ヲシテ西田稅ヲ暗殺セシムル様依頼ヲ受ケ之ヲ承諾シ其連絡ヲ執リ、川崎長光ハ昭和四年三月同縣那珂郡湊町湊商業學校ヲ卒業シ、同年九月上京シ、活字販賣店ノ店員トナリ、翌五年六月歸郷シ其家ニ在リテ農業ニ從事シ居リタルガ、同年八月頃ヨリ日蓮ヲ信仰シ、被告人照沼操、同黒澤金吾、同堀川秀雄等トニ共前記護國堂ニ出入シテ、井上昭、古内榮司等ニ接シ同人等ノ國家革新ノ思想ニ共鳴シ其同志トナリタルモノナルガ、西田稅暗殺ヲ擔當スベキコトヲ懇懇セラルルヤ之ヲ承諾シ、同月十四日右愛郷塾ニ於テ被告人林正三ヨリ拳銃一挺、實彈八發ヲ受取り、翌十五日午後六時卅分頃前記西田稅方ニ至リ同人ヲ亂射シタルモ、同人ヨリ抵抗セラレタル爲メ三ヶ所ニ治療約三ヶ月ヲ要シタル貫通並ニ盲管銃創ヲ負ハシメタルニ止マリ、大川周明ハ(中略)大川の略歴思想を述ベ同年三月下旬以來數次古賀清志ノ訪問ヲ受ケ、同人ヨリ同人等少壯海軍將校ガ民間同志ト相提携シテ同年五月中旬頃迄ノ間ニ手榴彈拳銃等ヲ使用シテ政界財界ノ巨頭等ヲ襲撃暗殺シ以テ國家改造運動ノ烽火ヲ揚ゲントスルモノナルコトヲ告ゲラレ、其援助ヲ懇請セラルルヤ之ヲ容レ(大川ガ現金六十圓及拳銃五挺手交ノ旨ヲ述ブ)前記古賀清志被告人

橋孝三郎等ノ計畫實行ヲ容易ナラシメテ幫助シ(中略)

被告人頭山秀三八昭和五年三月私立農業大學農藝化學科ヲ卒業シ、翌六年二月一日武道精神ノ鼓吹ト東亞民族提携ヲ目的トスル天行會ヲ創立シ其會長トナリ、

本間憲一郎ハ明治四十二年三月茨城縣立水戸中學校卒業後東洋協會專門學校支那語科ニ入學シ、大正三年同校第三學年ヲ中途退學シ翌四年陸軍通譯ニ採用セラレ、其後山東省、西伯利亞、天津方面ニ於テ陸軍ノ牒報勤務等ニ從事シ、昭和三年九月歸國シ同年十月頃同縣新治郡眞鍋町眞鍋臺二千百卅二番地ニ農村子弟ノ指導教育ヲ目的トスル紫山塾ヲ創設シ、同年二月一日被告人頭山秀三ガ右天行會ヲ設立スルヤ其理事トナリタルモノ、

頭山秀三八同三月十三日頃及同月廿三日頃ノ二回古賀清志、中村義雄ノ訪問ヲ受ケ古賀清志ヨリ同人等少壯海軍將校ガ陸軍士官候補生及民間同志ト相提携シテ烽火ヲ揚ゲントスルモノナルコトヲ告ゲラレ、其用ニ供スル拳銃ノ調達方ヲ依頼セラルルヤ直チニ之ヲ承諾シ、被告人本間憲一郎ニ對シ事情等ヲ告ゲ、共ニ右拳銃ノ調達ニ盡力スベキコトヲ命ジ、茲ニ被告人兩名共謀ノ上爾後被告人本間憲一郎ニ於テ古賀清志等トノ折衝ノ任ニ當リ、(一)同年四月十七日頭山滿方ニ於テ古賀清志ニ對シ拳銃三挺及實彈五十發ヲ供與シ、(二)同月二十日頃前記紫山塾ニ於テ古賀清志ニ對シ拳銃二挺實彈廿五發ヲ供與シ、(三)同月三十日頃土浦町旅館東郷館ニ於テ同旅館主人染谷忠助ノ手ヲ介シ古賀清志ニ對シ拳銃一挺實彈七十五發ヲ供與シ、以テ前記古賀清志、被告人橋孝三郎等ノ計畫實行ヲ容易ナラシメテ之ヲ幫助シタルモノナリ。

海軍側被告公判開かる

斯くして特權階級、財閥、政黨を打倒し昭和維新の樹立を計畫、大官暗殺、變電所襲撃を決行した五・一五事件の公判は、海軍側被告が先づトップを切つた。即ち被告古賀清志中尉他九名にかゝる反亂、反亂豫備事件公判は昭和八年七月二十四日午前九時二十六分、横須賀鎮守府軍法會議法廷に於て嚴かに開かれた。

此日、天氣清朗として澄み渡り、爽快なる盛夏の朝風は軍港を繞る山々を吹きそよめいてゐた。浦賀郊外大津刑務所に收容されてゐた古賀中尉以下被告一同は、五時といふに早くも起床、洗面の後、さつぱりとした白緋に袴をつけて平常の如く一同打揃つて宮城を遙拜し、遠く離れた故郷の空にも黙禱を捧げた。午前八時深編笠を冠り、護送自動車二臺に分乗して刑務所を出發した。先頭には長田警部の警戒隊自動車、次に植原横須賀憲兵分隊長の制服憲兵の自動車が護送自動車に先行し、後には池田神奈川特高課長、菊池横濱憲兵隊長の自動車、最後にはピストル姿の警官隊を満載したトラックが警戒するといふ横須賀はじまつて以來の物々しき嚴重さであつた。

午前九時、判士長高須四郎大佐以下各判士、法務官がいづれも軍服で入廷する。判士長を中央

にはさんで右手に高法務官、藤尾判士、山本検察官、左手には大和田判士、木阪判士、大野補充判士、小川録事の順で居並ぶ。次に、塚崎、清瀬、林、稲本、福田の各辯護士、朝田大尉、清水中尉の特別辯護人が緊張した面持で入つて来る。つゞいて被告の入廷である。先頭の古賀中尉からいづれも控室で着替へたのか、無帽、無帶剣、純白の士官服、たゞ肩章だけが一年前の昔と變りがない。被告の同僚達が醸金して新調した美はしい義情の差入れである。

長い未決監生活に顔色はやゝ白味を帯びてゐるが頗る元氣、嚴かな法の裁きを受ける人とも思はれぬ朗かさで、一同は前後二列に並び、前列には判士長に向つて左から古賀中尉、中村中尉、三上中尉、黒岩少尉、山岸中尉、後列には村山少尉、伊東少尉、大庭少尉、林中尉、最後に塚野大尉、その直ぐ後には警査八名が居並ぶ。何しろ海軍側は事件行動の本隊だけに特別傍聽席、被告の家族席、新聞記者席及び三十人分を許された一般傍聽席も満員であつた。

扱て、九時二十五分、息詰まるやうな緊張裡に、高須判士長は開廷を宣し、被告の身元調べを行つた後、山本検察官によつて公訴事實が供述され、つゞいて高法務官の事實審理に入つた。

公判廷に於ける事實審理

茲に前後十七回に及ぶ公判廷に於ける法務官と各被告との問答の主なるものに就いて、その概要を述べてみる。

第一回公判に於いて、海軍側被告のリーダーたる古賀中尉は、同志との關係に就いて先づ訊問された。

問「故藤井少佐と知つたのは何時か」

答「大正十四年の四月から十二月の間に知りました。私が兵學校の病院に入院してゐる時尋ねて呉れました」

問「それは知人として知つたのだね。國家改造の友としては何時から知つたか」

答「同年の六月頃と思ひます」

問「中村中尉とはどうして知り合つたか」

答「同期生である改造運動は昭和六年十二月頃から一緒にやつた。二人は呉から一緒に霞ヶ浦に轉じたもので、その時に私は中村中尉に中央の情勢を話してやり、非常に共鳴したので、心を許し合ふやうになりました」

問「三上とは」

答「藤井少佐の紹介で昭和五年十二月頃知り合ひました」

問「黒岩とは」

答「昭和七年二月頃駒込驛の附近黒岩の友人田代平の所で」

問「山岸とは」

答「同期生で昭和六年三四月頃から本當に心を許し合ふやうになつた、どちらの方から働きかけたか記憶にありません」

次いで訊問に従つて、村山少尉には中學時代に自分から積極的に働きかけたこと、伊東少尉及び大庭少尉は山村の紹介で知合つたことなど海軍側同志と知合つた時の模様を簡単に述べる。それから民間側同志との關係に入つて、

問「橘孝三郎とはいつから知つたか」

答「昭和六年の八月二十六日神宮の日本青年館で陸海民間同志の會合がありましたが、その前日の二十五日本郷區南片町にある血盟團の井上日召の自宅で會つた時が初めです」

次いで、後藤罔彦、林正三と知合つたことを語り、故藤井少佐に連れられて昭和五年夏、大洗の護國堂に井上日召を訪ねて會ひ、その時日召から流血を見ねば大事は出来ないと云はれましたと答ふ。

問「その時被告はどう答へたか」

答「然りと答へました。それは日召から言はれる迄ありませんでした」

更に川崎長光、奥田秀夫、池松武志及び後藤映範以下十名の士官候補生と知合つた經過を語り、次いで援助者關係に入り、

問「大川周明とはいつ頃から知つてゐるか」

答「私が大正十四年々末、兵學校の冬季休暇を利用して上京し藤井の紹介で國士の人物を養成するを目的としてゐる大學寮を訪ねて面會しました」

問「大川は同志か」

答「同志であると同時に運動の先生及び支持者です」

問「大川は餘程今回の事件に援助を與へてゐるか」

答「さうです」

問「頭山秀三とは——」

答「七年二月二十一日に上野山下の揚出しで日召から紹介されて同志となりました」

問「頭山からも援助を受けたか」

答「受けましたが餘り親しくはしてゐません」

問「本間憲一郎とは」

答「霞ヶ浦飛行隊へ來てから六年の暮土浦の花月で霞ヶ浦航空隊と時事問題を論じた時知りました」それから染谷忠助、西田税、井上日召等との關係を語り、同志に思想的重大な影響を與へたと

見られてゐる國學者權藤成郷氏との關係に入る。

問「權藤成郷とは――」

答「六年七月に上京して代々木の自宅で會ひました。その時は現代社會の缺陷について話合ひました。その後も毎週土、日曜の二日間づつ訪問しましたが、實は權藤の宅には井上日召が居たので訪ねて行つたのです」

問「權藤は同志か」

答「同志とまでは行きませんでした」

次に、思想的影響を受けた書物に就いての訊問に對して、

答「安岡正篤、大川周明の兩氏です。大川博士の明治維新に關する書籍は大いに感激しました」

問「その他には」

答「頭山滿翁著の『大西郷の遺訓』にある西郷の言葉『金も要らねば、命も要らぬ』の句です。又安田善次郎を斃した朝日平吾の斬奸狀、北一輝の『日本改造案』は兵學校當時私を感激させました」

七月二十五日、第二回公判に於いて引續き古賀中尉に對し、世間疑惑の中心である、五・一五と血盟團との關係に就いての訊問がある。

答「血盟團と五・一五とは、不即不離の關係にあり、血盟團は吾々の前衛で吾々陸海軍が革命本體として

決行することを打合せたことがあります。菱沼五郎が團男を暗殺して逮捕されたので、一人一殺主義の不利を知り、集團的のテロ敢行を計畫し、菅沼中尉等を仲介に陸軍士官候補生を同志に引入れることに努力遂に三月二十一日の陸海軍會合となつた」

次いで、首相官邸その他襲撃の趣旨に就いての訊問に對して、

答「政黨の首領で内閣の首領たる首相を倒し權力の中樞を突く考へでしたが、個人としての首相を倒す心算はなかつた」

問「牧野内府邸の襲撃は」

答「君側の奸を除くためです。兵學校時代北海道御料林拂下に絡む不正を働いたことを聞いて憤慨したが、倫敦條約により政黨の傀儡に過ぎぬことを痛感した」

問「政友會本部を襲つたのは」

答「政黨打倒の意思表示です」

問「民政黨を目標に入れなかつたのは」

答「大政黨として政友會を選んだものです」

問「三菱襲撃は」

答「財閥に對する憤懣です。財閥は資本主義を基礎として營利以外には何もものもなく經濟力と權力とは過去の歴史でも必然的に結託して居る權力に隠れて私利を計つて居るのが、財閥である。此のために貧

富の差が甚しくなり、日本の行詰りを招致してゐる。日本は將に普選時代、一般人民も亦經濟的にも參與權を得なければならぬ。安寧秩序を紊せば國家の力で制さねばならぬが貧富の差を甚しくし、惡化思想を醸して居る。財閥の横暴を斷然國家に代つて制裁した」

問「警視廳の襲撃は」

答「警官は本質的には吾々と同様であるが、實際に支配階級の擁護機關となつてゐる。これを襲つて支配階級を恐怖せしめ、戒嚴令を誘發せしめる爲めであつた。警察の無力を知らせることに依り憤懣を抱いてゐる一般民衆は何事かをするに違ひないと考へた」

二十七日の第三回公判に於いて、高須判士長は古賀中尉に向つてその心境を聞いた。

答「私は計畫を立てる立場にありながら、粗雑な計畫を立て同志に完全に傳へることが出来なかつたのは残念です。君側の奸を除くべく劍を磨いて牧野内府を斃すことが出来なかつたのは力量の足らざる爲めであつて、その責は萬死に値ひする、事件そのものに對しては是々非々、私は申上げることは出来ません。たゞ後世史家に任せるばかりであります」

問「將來に對する覺悟は」

答「事件の失敗に對する自責の念から過去の自分を反省して來たが、その結論によれば過去に於ける自分の見方は不十分で一方に偏してゐたと思ひます。併し一貫して經濟國民の心に於ては鞏固であり、七轉八起してこの思ひは貫く考へであります。今や滿洲國を見ても正に雨か暴風か日本は重大時期に臨

んで居ります。この秋に政治家は改造を行ふべきにも拘らず財閥と結託して黨利黨略を事とし、その責を忘れ、特權階級は統帥權を干犯してゐます。軍閥は徒らに政權慾にかられてゐる。私は君民一體、中大兄皇子が蘇我入鹿を誅戮した御心を心として斷乎として——無二無三大和魂たゞ一つ——これが將來に對する覺悟であります。たゞ軍人として國法を犯したことは愁霜照日の斷乎たるお裁きをお願ひします」

二十八日の第四回公判からは、古賀中尉と謀議に參劃し實行に際しては第三組の首班となつて政友會本部を襲撃した中村中尉に對する訊問に入り、政友會本部襲撃の模様について、

答「五時半頃そこに到着し、私だけ降り正門から五米離れたところから玄關に向つて手榴彈を投げましたが、最初は不發でした。残念でたまらないので手榴彈を拾つて少し煙が出てゐましたが、再び元の位置に歸り投擲しましたが、又不發に終わりました。中島候補生がそこへ來て「やりませう」と云つたので「やれ」と云ふと、直ちに玄關に向つて投げ、車寄せのところで爆發しました」

煙の出てる手榴彈を拾つて再び投じるあたり、如何にも残念さうな陳述をなし、高須判士長より現在の心境を尋ねられると、

答「私は昭和六年以來事件に携はつて來ました。外道になつて活躍することが十分できなかつたのを同志に對して如何にも恥ぢる次第です。陛下の軍人として國法に悖り國法を犯した罪は萬死に償する。私

の將來を戒めるためにも嚴然たる裁判を仰ぎます」

肺腑よりほとばしり出づる眞情しんじやうに滿廷を感動させる。

問「將來に對しては」

答「衆生濟度の大願には依然として變りはありません。日本臣民として三千年の光輝ある歴史を永遠に子孫に傳ふべき責任を、死しても盡さねばならぬと考へて居ります。大義に據りては百萬の衆を控へても恐れず、死に至りては七度生れて國恩に報ぜんとした大楠公の態度をそのまゝ我心として進む決心であります」

八月一日の第六回公判より、第一組の首班しゆはんとして首相官邸を襲撃し、黒岩少尉と共に犬養老首相に致命的の銃弾を見舞つた三上中尉に對する訊問じんもんに入る。茲に犬養首相の悲壯なる最後の模様が語られた。

問「犬養首相狙撃の模様を詳しく述べよ」

答「食堂の扉を排して入つたところ首相をはじめ三名のものは——犬養首相はテーブルの上に両手を突いて少しうつむいて立つてゐました。他の男と女はテーブルに近くこれも立つてゐました。自分が戸を排して入つた時、首相はテーブルについてゐた両手を離して私共を凝視しましたが、瞬間私は拳銃を擧げて首相の頭部に擬し引金を引きました。頭部を狙つたといふのはこの前に或る機會より拳銃は相

手の頭部又は顔面を狙ふのを以て最も効果的とするといふ記事を読んだのを思ひ起したので、首相の頭部に照準點を置き引金を引いたのであります。ところがカチツと音がしたゞけで不發に終りました。同時に私は途中紙屋の前で山岸が申しました『この拳銃は一發しか込められない』といふ意味をその時まで豫備彈裝がないと云ふ風に解釋してゐたので、彈丸を一發裝填しなければ引金を引いても發射出来ないといふことを始めて考へつきました。その時不發に終つたと云ふのは應接間で巡査を射つた以後裝填を忘れてゐた爲めであります。不發に終るや私は携帶してゐた短刀を以て首相殺害の目的を達しようと思つて考へが頭に閃いたのであります。短刀よりも拳銃の方が早く、苦しみもないといふ點から右手に持つてゐた拳銃を左に持ち變へ、銃口を首相の方に向けたまゝ右手をポケットに突込んで、十二三發のバラ彈丸の中から一發取り出し裝填して更に銃を右に持ち變へ、首相の頭部に擬して更に引金を引かうとしました。その際首相は両手をあげて制するが如き姿勢を取り乍ら『まあ待て話をすれば判るだらう、まあまあ』と申しまして、自分自ら私の方に近寄つて參りました。近寄り乍ら『話をすれば判る』と云ふことを一二回申して尙『向ふへ行かう、あつちへ行かう』と云ふ風に云つてその室外に出ようと致しました。首相がテーブルの向ふ側から私の方に歩いて來る時、その前身を認めることが出來たのですが、首相は浴衣を着て居りまして、初め私が同食堂内に入りました瞬間は、前に支へてゐた手を放して後方に一二歩下つたやうですが、その後首相自ら私の方に近寄つてからは誠に落付いた悠々たる態度で、私共に對して却つて多少の親しみさへ覺えるが如き言動を以

て、何事かを語らんと欲するものゝ如く、自ら立ち去つて別室に私を誘はうとしたのであります。私は首相の全貌を見ることが出来て感じましたことは、丁度寫眞その他に於て想像してゐた以上に背が低く、顔を前に出して例の白髪と共に何物にも脅えざるが如く迫らない態度で歩いて参りましたのに對して、私は苟も一國の首相が死に際して言ひ残すべき何事かを心中より聞いて置くことは武夫の情である、首相そのものに個人に對する恨みは毫頭持つて居らない私にとつては、當時の氣持は一種悲壯なものがありました。但し、私として固く決心してゐたことは、如何にも首相の態度は立派である、しかし、首相個人を憎むものでない、改革運動の犠牲者として射つのであるといふところの首相暗殺の意志は私として動搖しません。首相は食堂の入口から廊下に出るや自ら先に立つて案内しました。私は首相の右手の方に相並んで左手を首相右肩にあて、右手に拳銃を持つたまゝ首相の歩く歩調と同じく行かんとする方向へ進んで行きました。その途中私及び首相の後方から候補生一二名来たやうで、日本間に來ました時臺所から山岸が來たやうであります。言ひ落しましたが、首相が食堂の外側に立ちました時、私共が所謂日本館の客間に行かうと歩き出した時、私は大聲を出して『居つたぞ居つたぞ』と二回叫んで同志に首相の所在を知らせました。その食堂から客間に行く途中で首相は落付いた口調で『さう無理をせんでも好く判る、話せば判る』といふことを二三回いつたやうに記憶してゐます。日本館の客間に入りますと、その部屋は十疊位の部屋で床の間があり、中央に四角なテーブルとその周圍に四五枚の座蒲團がありました。首相はその部屋に入るや自らテーブルの正面床の間を背

にし、中庭のガラス障子を向ふに座蒲團の上に正座して靜かに四邊を見廻しました。私は首相が今からした位置に就くや首相と反對の方のテーブルを中にして前方に首相を認める位置につき、首相との距離一二尺のところ立ちました。この時、山岸は首相と向ひ合つてテーブルの反對の側に立ち、村山は首相の斜め、テーブルの隅に面して立つてゐたやうに記憶します。他の候補生は概ね我等三人の後方に立つてゐたやうに思ひます。我々が首相の廻りを圍んでこの位置についた頃、首相は我々を見廻して『靴位脱いだら何うか』と申しました。その時私共は勿論軍服軍帽及び靴の儘客間に入つて來たのであります。首相のこの言葉に對しては靴位はあとでもよいではないかと答へ、暫く問を置いて私から『我々は何の爲めに來たかは判るだらう、この際何か言ひ残すことはないか』と言ひますと、首相は首肯しながら少々少し體を前方に乗出し、兩手をテーブルに置いたまゝ何事か語り出さんとしたのであります。この瞬間最初正面にゐた山岸は叫んで曰く『問答要らぬ、射て』右の言葉が終るや否や間髪を入れず飛込んで來た黒岩が村山と山岸の間に位置し、拳銃を發射した音を聞きました。私は山岸の射ての聲に應じて『ヨシ』と叫びましたが、私の『ヨシ』が終らぬ裡に黒岩の第一弾は發射されてゐた。この時首相は下腹部を兩手で押へ稍や前方に體を屈しました。私は黒岩の拳銃發射と同時に拳銃を首相の右こめかみの邊に擬し黒岩の發射に連れて引金を引きました。すると首相の右こめかみの所に小さな穴があいてそこから血が流れるのを見ました。首相は私の發射と同時にガツクリと顔をテーブルの上に落しました。私は若しあの場合山岸の射ての言葉がなく、首相又何事か語りも

した場合を考へますと、當時の私の氣持として私は首相に對して總ては天命である、我々は首相一個人を憎むのではない、安んじて眠れと云ふ事を申す心算で居つたのでありますが、私が拳銃を發射するや山岸は引揚げよと叫びまして、一同はその儘跣足をやつて同室内を出で裏支關に向ひました。首相が倒れる刹那の凄慘な場面をさながら眼のあたりに見るやうであつた。

最後に高須判士長より現在の心境はと尋ねられ三上中尉はぐつと冷水を飲み干し、

答「言論を以てしては吾々の目的を達し得ぬと決心して非合法の手段をと取つたので、他に方法があれば必ずしもこの擧には出でなかつたでありませう。行動の善悪は別として刻下の日本は人心の改造を必要とします。人心の改造は國民の指導者たる支配階級が民衆に先立つて範を垂れることに始まります。私の確信する限り私共の革命は私心や階級的反感に基く暴動或は反亂とは全く異つてゐます。ただ祈る所は天皇治下の國民の幸福にある、憎む所はこれに反する邪惡の徒輩である、私共の行動はこの已むに已まれぬ願望の現れであります。犯した罪は自覺するものであります。けれど、私共のやうとした事が俺は叛亂を起すのだ、俺は人を殺すのだと云ふ觀念を離れた純一なものであつた事も申すにはばかりません。考ふるに日本が發洩として日本人が又支配階級が今少し天皇の御心を體して私なき國民幸福を圖るなれば、私共の行動の必要は認めなかつたと思ひます。(下略)」

問「將來はどうすると云ふ考へか」

答「現在の日本は私共の行動の有無に拘らず今日既に重要な轉機に立つてゐます。今こそ新しき日本へと

進むべき秋であります。今にして革せずんば、第一、第二、第三、第四の五・一五事件が起らぬと誰が保證しませう。私共は元々生死を賭し最初から生命を棄て、かゝつてゐます。願はくば國民が眞に覺醒して昭和維新の實を擧げて貰ひたい、これ以外に念願はありません。死しては魂魄この世に止まつて護國の鬼となり、日本を守るため今死しても決して惜しむところはありませぬ」

悲憤慷慨、憂國の至情を吐露して聲源ともに下るものがあつた。

次に訊問を受けたのは、首相官邸表組に参加して犬養首相に致命の第一弾を見舞つた黒岩少尉である。八月八日の第十回公判に於いて首相殺害の模様を詳しく述べよといふ問ひに答へて、

答「三上は首相と連れ立つてこちらの方に進んで参り、その後から男一人と女一人がついて來たので、私は三上の後方に位置を保ち一緒に客間の方に來ました。この時更に後方あたりに三十位の女一人と更に子供を抱いた女が來るのが見えました。私は既にこの後に起ることを豫想してゐたので君達に危害を加へない、あちらに行けと命じたのであります。女は子供を指してこの子がと申しましたので何うかしたかと反問しましたが、私は心が急がれるのでその儘客間の中に入りました」

この言葉に、妻子(妻玖誠、一子典紀)ある黒岩に相應はしい思遣りある態度が知られ傍聴席を感動させた。

答「この時、早くも山岸の「問答無用射てッ」と云ふ聲がしたのであります。私はこの聲に應じて第一弾

を放ち、續いて三上の第二弾が発射されました。この時首相は右手を舉げて三上の拳銃を抑止するかの如き様子を示して居りましたが、私が發砲すると左手で腹部を押へました。私の弾丸は首相の下腹部に中つたと思ひます。三上の弾丸は右頬の邊に中りました。さうしてその部分に小さな血の輪が出来てゐるのを認めたのであります。この間山岸が射てツと命令してから私が發砲し、次で三上が射つた時間は僅か一秒に過ぎませんでした」

問「山岸の問答無用射てツと云ふ聲に應じて射つたのか」

答「その時の状態はよく判りませぬ」

問「云ひ換へれば山岸の聲が強い力を與へたのか」

答「一齊射撃の時のやうな時間關係でした」

問「それなら山岸の聲を上官の命令のやうに聞いた譯か」

答「さう云ふ感じはありません。併し山岸の聲がなかつたら射つ時もう少しおくれたかも知れませぬ。私は緊張してその部屋に入つたのでありますが、山岸の聲が力となつたことは事實であります」

高須判士長は例の如く現在の心境しんまうを尋ねる。

答「我が國の歴史を考へて見るに特殊の階級が君民間に存在し利を偷む時は國威は衰へ、國民の苦惱が大であつたことはよく分る。これは病的状態であつて、神代の昔から寶祚の無窮を約束されてゐるわが國に於いては、かゝる状態を脱し、國體の健全を圖る運動が起つて來るのは當然のことであります。

大化の改新、明治の維新では中間階級たる諸侯を除き、君民一致の革新をなしたものと考へます。わが國の現在では西洋から無限に取り入れた物質文明、個人主義がわが國古來の美風を毒して行詰つたものと考へます。この病巢が支配階級である。大逆事件が起るまでに民心が悪化し民心が振はないのも、この病巢に基くものでこの病巢を取り除かない限り國政の改革は出來ません。建國の大精神に立ち返り君民一致となるならば、改新は立所に成就する、國民の總てが陛下の御前にひざまづき純眞なる心に返ることこそ日本更生の要素であります。若し左にあらざればかゝる悲しき事件が繰返されることは明かな維新史が立證して居ります。私共のやつたことは素より善ではありませんが、已むに已まれず此の擧に出たのであります。素より區々たる身命の如きは私共の眼中にありません。念ずるものは日本帝國の將來であります。而して帝國の將來を救ふものは右でもなく、左でもなく、天皇の御前に國民の總てが私を棄て、集ふ時に初めて救はれるのであります」

問「直接行動を取つたことに對しては」

答「直接行動は紊りに取るべきものでないと信じて居ります」

問「將來に對する考へは」

答「たゞ七生報國の念あるのみであります」

次いで、八月十日の第十一回公判こうはんより、首相官邸襲撃裏門組しきしきの指揮者として「問答無用射てツ」の命令めいれいを發した山岸中尉に對する訊問じんもんに入る。そして、十一日の第十二回公判に於いて、「問答

無用射てツ」の命令めいれいが発せられるまでの首相官邸討入の場面ばつたが語られた。

問「指揮は俺がやるかいつたか」

答「申しました」

問「首相発見までの模様は」

答「裏門の通用口から入ると一人の男が居りましたので、手榴弾を見せて手榴弾だと嚇かしました。官邸の
巡査は極めてのんきな顔をして立つて、あだかも陸海聯合演習で見てる様子でした。その時ドアを蹴
破る音がしました(註——三上中尉のこと)のでこれは良い方法だと思ひ無暗にドアを蹴破つて探し求
めてゐる中に、『居た居た』といふ聲に廊下へ出ると三上と黒岩に左右から抱へられて首相が出て來ま
したが、直ぐ後に若い女(註——健氏の夫人)が子供を抱へてついて來たのに、黒岩はお前達には危害
を加へないからあちらへ行けと云つてゐましたが、黒岩は同志の中でたつた一人の嫡持だけあると思
つて感心しました」

この陳述に黒岩少尉思はず苦笑する。

問「その後の模様は」

答「私は官邸の日本間に入つたところ、首相が三上、黒岩等に取巻かれ、右手をあげて『靴位ぬいだら何
うか』と云ふので靴なんかぬいでゐられるものかと思ひました。そこで首相は何事か話をしたいらし
く、三上もこれに應對しようと云ふ氣配が見えたので、これではいけぬと思ひ『問答無用射てツ』と

叫びました。その聲に應じて三上が『よし』と答へた瞬間黒岩の一弾が先づ放たれて、次いで三上の
弾丸が発射されたのであります。同時に首相の顔に血が滲むのを認めました」

問「號令をかけるやうな氣持で叫んだのか」

答「全く無心の境地でさう云ふ考へはありませんでした」

問「その時の感想は」

答「まさに一刀流の極意無雙劍です」

問「首相の死を知つたのは何時か」

答「豫審官から聞いて知りました」

問「その時どう云ふ感じを抱いたか」

答「氣の毒なことをしたと思ひました」

來ん春を待たで散りにし人柱けふはいづくで國を見護る

この歌は獄中で詠んだ私の感想であります。日本國民が擧つて更生の途を辿る、それが犬養首相に對
する唯一の弔であると信じます」

最後に高須判士長から現在の心境しんきやうを問はれて、

答「私が獄中にあつて最も感じたのは親の慈悲と兄弟の情でした。靜かに社會、人間を見詰めた時東洋で
も親が中心となつて社會團結が作られることを痛感しました。勅語には克く忠に克く孝にと仰せられ

てみます」

次いで、村山、伊東、大庭の各少尉、林中尉、塚野大尉に對しても夫々の訊問があつて、八月二十三日の第十七回の公判を以て、海軍側被告事實審理は一先づ打切られた。

陸軍側被告公判開かる

五・一五事件陸軍側被告元士官候補生後藤映範以下十一名の反亂罪を裁く第一回陸軍軍法會議は、海軍側被告公判に一日後れて、七月二十五日午前八時より第一師團司令部構内の法廷に於て嚴かに開廷された。

此の日、被告十一名は午前四時起床、日常の如く、宮城と故郷の空に向つて遙拜し、午前五時粗末な朝食をとつて、直ちに衛戍刑務所長心盡しの軍服をつけ、丸腰ではあるがいと凛しき候補生時代の姿にかへつた。

五時四十分、十一名の被告は三組に分れ、三臺の自動車に分乗、憲兵に護衛されて、第一師團司令部の衛門に入つた。

陸軍として反亂罪の軍法會議は、内容動機を全然異にするが、かの竹橋事件（近衛砲兵暴動事

件参照）以來のものでこの歴史的公判を傍聴せんものと、第一師團司令部の衛門前には午前三時頃より夥しき傍聴希望者が殺到したが、抽籤の結果二十名のみが許された。午前三時半傍聴人の入廷を許すや家族席には各被告の父兄、特別傍聴席には海軍軍人、官吏等が多數を占め、一般傍聴席には日の丸の徽章をつけた愛國青年聯盟の一團が目立つた。

斯くて、午前七時五十八分、勾坂檢察官を先頭に西村判士長以下各判士法務官等滿廷の起立裡に出廷着席する、正八時衛戍看守に先導されて十一名の被告は無肩章のカーキ色軍服に軍帽を片手に下げて入廷、判士長の前に起立する「敬禮」と號令がかゝり、一同敬禮をなして被告席に居並ぶやがて判士長の各被告に對はる身元調べがあつた後、嚴かに全被告に起立を命じ、

「之より後藤映範外十名に對し、反亂被告事件につき審理する」

と一同に申渡せば、勾坂檢察官は起つて、各被告の略歴を述べた後、約五十分に亘つて公訴狀を讀上げる。被告は何れも直立不動の姿勢、滿廷また肅然として檢察官の聲に耳を傾ける。終つて、いよいよ島田法務官の公訴事實に就いての審理に入つた。

公判廷に於ける事實審理

最初陸軍側の指導者とも云ふべき後藤映範に對する訊問が始められる。

問「被告が國家觀念について關心をもつた動機、時期はいつか」

答「昭和六年十月以後のことです。軍人の本分としては先づ國體の本義を明確にして君國のために盡すのが第一義と思つたので、その研究に没頭しましたが、たまたま陸軍中尉菅波三郎殿の教へを受けて國家觀念を明確にすることが出来ました。(中略)菅波中尉の國家觀念は宇宙の現象は即生命現象であり、生命道は宇宙の法則であり、神ながらの道である、また眞の道であつて、之は軍人精神の勅諭に仰せられてゐます」

問「此外國家觀念につき誰かに教へられたか、權藤とはどうか」

答「權藤には面識はないが著述は讀んでゐます」

訊問は菅波中尉との關係に入り、

答「菅波中尉には十二回位お目にかゝつて居り、武士道に關すること、維新史に關することなど、多方面だが、菅波中尉から承つたのは維新史の改造問題に關することです」

問「被告は維新史の研究から考へたことがあるか」

答「三つあります。軍隊生活の經驗上日本軍隊はいつでも君國のために死地につくことの出来る軍人を造るにある、私としても今回の場合に於いても喜んで身を捨て、國家革新のために捧げることが出来ました。維新の際の勤王志士の歌『神々は日々死出の旅路かな皇のためには生きて還らず』これが私の

心を最もよく言現はしてゐます」

直接行動に出た事情を問はれ、

答「廣く王道の世界的宣布であり、直接には現下の腐敗せる支配階級に打撃を加へ、國難の禍根を絶つて國難打解の第一歩になすこと、次は全國民に晴天の霹靂としてこれを覺醒せしめることです」

決行當日の狀況を問はれて、

答「その前晩から申し上げます。五月十四日滿鮮旅行から同志が歸つて來ましたが、具合の悪いことに傳染病が発生した爲めに第一二中隊は外出禁止となつたのです。これには困つたが篠原から坂元に對し連絡を依頼したところ、十五日午前十一時頃坂元は歸校し愈々決行だと申しました。この時の主要目的は首相官邸、内大臣官邸、工業クラブの三つですが、日曜日で閉鎖されてゐるので、工業クラブをやめて政友會を襲ふことになりました。集合時間は正午後五時となつてゐました。尙武器の配當は大體數に依つて配當されましたが、海軍將校は頭文字が示されてゐたのでその人は判りました。この外計畫書の中には年長者の指揮には絶對服従と規定されて居り、この外第一班は前衛隊、第二班は決戦部隊であるから準の如く行動することなどが規定されてゐました」

つゞいて首相襲撃の様子が語られたが、此の日は七月二十五日、海軍側被告のこれの訊問に先達つてゐたので、こゝに犬養老首相の従容迫らざる大最後が後藤の口を通して始めて公にせら

れた。

「現在の心境」と問はれて、

答「自分の國家改造の精神は今日と雖もいさゝかも微動もしません。入りかはりくもてつくさばや七度八度大和魂」この決心であります。たゞ軍規をみだし、大御心をなやまし奉りし事に對しては一死を以て答へ奉らんと覺悟即ち之であります」

七月二十七日第二回公判に於いては、公訴事實の順序は中島忠秋となつてゐたが事件の重要性から篠原市之助が訊問臺に立たせられた。

問「被告は如何なる動機から國家改造に志した」

答「私は先づそれを述べるに先立つて士官學校に教ける教育が素因をなしてゐたことを申し上げます」と冒頭に

「在校中教官大熊少佐から奮つて國難に赴き陛下の御馬前に喜んで噫れる信念を培はれ、且つ士官學校は最後の陣地であることを教へられていよいよ信念を堅くした。我々は赤き清き正しい誠の心を指導内容とする皇道精神を把握し、凡ての物を陛下にの信念に微動だもせぬことを感じました」

問「被告がかゝる信念を有つに至つた社會情勢はどうか」

答「近世日本外交史を省みれば全く國家建國の精神を忘れた一の屈辱史であります。千萬人と雖も我行か

んの氣魄に乏しい。アングロサクソンの後馬に乗つて支那を侮るとは何事だ。彼等の前に屈伏し我々の同人種たる朝鮮支那を輕んじ、これがため支那がアングロサクソンに頼るや南京事件、山東事件等の國辱を招いた。ロシアと日本との衝突は日本建國の精神より見て必然的だ。スラブ民族は一たび獲得したら後へは引かぬ。スターリンは『我が寸土をも許さじ』と言ひ放つてゐるではないか」

と雄辯を揮ふ。判士長は流汗稟漓たる篠原に、「水を飲んでもいゝぞ」と勞はると、篠原は「はッ」と目禮して前の卓子にある冷めたい番茶をぐつと飲み干し、滿洲國問題について、

「速かに軟弱外交を排し、滿洲國と共存共榮東西の平和を招來して德義的國家を建設し、皇道を世界に宣布しなければ日本は生命が盡きる。生命線の危機を招來する。これ現支配階級を打倒しなければならぬ點であります」

問「對外情勢は判つたが、然らば國內情勢はどうか」

答「國內的には政界財界ともに腐敗し、皇道また弛廢してゐます。かるが故に一日も早く打倒せねばならぬと思ふに至つたものであります」

とて更に統帥權、國防問題につき縷々論及し、

「斯かる情勢の下に於ては無自覺腐敗の支配階級には打撃を加へなければならぬと思ひます」

又、國難に殉ずる軍人精神につき、

「死に對する軍人精神は軍人のみが知るものだ、日露の役支海灘に於いて常陸丸が敵艦に襲はれ、須知中佐以下が空しく敵弾に死したが、この際の須知中佐の氣持は私は何とも申し上げようありません」と聲涙共に下る。

此の日、畏くも朝香少將宮殿下には歩兵第一師團參謀長の御先導で法廷に台臨あらせられ、檢察官の直後の御席につかせられた。皇族方で軍法會議に御成り遊ばされたのは實にこれが初めてである。

篠原の陳述終つて訊問は中島に移る。

問「原因動機は何か」

答「後藤、篠原と全然同様であります」

問「國體に對する認識も同じか」

答「全く同じです。書物も後藤、篠原等と互に持廻つて讀み議論しました」

問「現在の社會情勢をどう思ふ」

答「日本の進歩を妨害してゐる政界財閥の覺醒の必要を痛感してゐます。特に申上げれば滿蒙に於いては過去二十萬の我英靈が眠つてゐる。然るに屈辱外交、腐敗せる支配階級が國運を誤るのを見て遺憾に堪へません」

問「被告は軍人が何故前衛とならねばならぬと思ふか」

答「軍人のみが統帥權問題を眞面目に考へてゐるからです
行動の情況を述べた後、

問「どうして自首したか」

答「自首することが出来ず已むを得ず自首したので残念に思つてゐます」

問「現在の心境は」

答「益々鞏固になつてゐます。あの際自首出来なかつたのには責任を感じてゐます。軍規を素し宸襟を惱し奉つたことに對しては極刑を課せられたい」

七月二十九日の第三回公判に於いては、先づ八木春雄が訊問臺に立つた。例の如く、社會情勢はどう思ふかと問はれ、支配階級の腐敗墮落を痛罵した後、農村の苦境を語り、政府は何百萬石かの米を倉庫に持ちながら、多數の缺食兒童と東北地方の饑饉が救へないとは何事だと政黨政治をこき下し、一轉して朝鮮問題から外交問題に移つて、その軟弱なる態度を論難した。

次いで、首相官邸襲撃の模様を語り、首相の最後に就いて、

答「犬養閣下の態度は實に堂々たる立派なものであります。私は犬養閣下が話をすれば判るといはれたので聞きたいといふ氣持が動きましたが、その途端に山岸中尉殿が『射て射て』と叫び、首相は顔をテーブルに伏せ靜かに倒れ、一語も發しませんでした」

問「被告は自刃の覚悟を持つてゐたか」

答「持つて居りました。(下略)」

問「現在の心境は」

答「法華經に『わが身命を惜しまず、たゞ無常道を愛す』とある。即ちこれである。七度生れ来て皇道の爲に盡さん決心であります。さりながら犯した罪に對しては峻嚴なる刑を持つて臨んで戴きたいと思ひます」

つゞいて石關榮の訊問を受け、八月一日の第四回公判では金清豊、野村三郎、八月二日の第五回公判では西川武敏、菅勤、八月三日の第六回公判では吉原政巳、坂元兼一が夫々訊問を受け、何れも悲憤慷慨の口調を以て社會情勢を論じ、決行の事實を明白に語り、現在の心境としてはただ人事を盡して天命を俟つの心持を吐露した。

第六回公判の最後、坂元の陳述に於いて、

「舉行當日は首相官邸と内府官邸襲撃隊は一九となつて東郷元帥邸に到り、同元帥を擁して宮中に參内、戒嚴令を發布を奏請し、權藤成郷を陸相官邸に招じて國家改造の指導に當らしめ、投獄されてゐる血盟團員を刑務所から出し、尖銳部隊に配屬せしむる計畫であつた」と驚くべき計畫を述べた。

陸軍側の論告と求刑

斯くして、陸軍側被告十一名に對する事實審理が終つたので、勾坂檢察官の論告、求刑は八月十九日午前八時から約一時間半に亘り、青山第一師團軍法會議所で行はれた。その要旨並に求刑の結果は次の如くであつた。

緒言

是より元士官候補生後藤映範外十名に對する反亂被告事件に付主任檢察官として事實及法律の適用に關し意見を開陳せんとす。願れば明治十四年十二月陸軍刑法の制定を見、翌十五年一月一日より之を施行せられ、同法犯罪の首位に叛亂の罪を置き、嚴罰を以て之に臨み、越えて明治四十一年同法の改正を見たるも其の第二十五條叛亂の罪に付ては舊法に比し僅かに一部語句の修正ありたる外其の趣旨形體共に何等變更を見ず。蓋し以て叛亂罪が陸軍刑法上最大の事犯たる所以を知るべきなり。而して前示舊陸軍刑法の施行に次ぎ、明治十五年一月四日畏くも明治天皇は親しく陸海軍人に對し聖諭を垂れ賜ひ、爾來茲に五十年、陸海軍人は只管聖諭を畏み、夙夜奉戴して脊々服膺に努め、專心一意其の職務に精勵し、以て力を國家の保護に致し、爲に日清日露の兩戰役を経て益々皇基を恢弘し、愈々國威を宣揚したるのみならず、終始一貫克く軍紀の恪守に努め、又常に國民の儀表として自ら其行動を慎み、未だ曾て陸軍刑法叛亂の罪に該當するが如き重大事犯の發生を見たることなし。然るに今回被告人等士官候補生十一名が海軍將校等と共に本

件事犯を惹起したるは、其原因動機及目的の如何に拘らず、眞に昭和聖代に於ける一大痛恨事なりといはざるべからず。

本職は當事件に直面し、こゝに本事件を論斷するに當り、誠に悲痛措く能はざると共に、事件の重大性に鑑み、特に其の眞因を検討闡明し、以て將來斷じて斯る事犯を反覆せしめざるの用意に資するの必要なるを確信するものなり。(以下略)

第一 事實論

第二 法律適用論

第三 情狀論

第四 求刑

の順序に従ひ、意見を開陳すべし。

第一 事實論(略)

第二 法律論

一、被告人等の身分と陸軍刑法の適用に就て

被告人等十一名は孰も本件直接行動敢行當時士官候補生たり、且陸軍士官學校本科生徒たりしものなるが故に、陸軍補充令第百十五條、兵役法施行令第二條等に依り、陸軍所屬の生徒たりしこと明瞭にして、從て陸軍刑法第九條第一項第一號に所謂陸軍所屬の生徒に該當するのみならず、同條第二項に基く命令即明

治四十一年勅令第二百五十五號、陸軍刑法を適用せざる陸軍所屬の學生、生徒に關する件)に依り、特に除外せられたるもの(陸軍各部依託學生、生徒)に非ざるが故に、陸軍刑法上陸軍軍人を以て律せられ、從て當然陸軍刑法の適用を受くべき者なること論を俟たず。

二、被告人等の行爲と叛亂罪の成立に就て

被告人等十一名は前述の如く陸軍刑法上陸軍々人を以て律せらるゝ身を以て、政黨、財閥及特權階級等の支配階級に對し共力して直接行動を敢行する目的の下に同志として互に團結したる上、更に同種の目的を有する海軍將校等と提携合同し、相共に手榴彈、拳銃等を携へ、且此等を使用して本件直接行動を敢行したるものにして、其の行爲は當然陸軍刑法第二十五條の罪即叛亂罪に該當するものなり。

即ち陸軍刑法第二十五條の罪即叛亂罪は陸軍々人(一)黨を結びたること(二)兵器を執り反亂を爲したることの二箇の條件を具備するに依り成立するものにして、

一、「黨を結び」とは黨を形成するを謂ひ、黨とは一定の目的の爲に共力の意思を以て結合したる二人以上の團體の義なり。而して被告人等十一名は前述の如く所謂支配階級打倒の目的の下に互に共力する意思を以て相團結して一體的結合をなしたるものなるが故に、其の「黨を結び」たるものに該當するや極めて明かなり。

二、「兵器を執り」とは兵器を其の性能に従て使用し、又は直に使用し得べき状態に置くを謂ひ、兵器とは戦闘に於て直接攻撃又は防禦の用に供せらるべき特性を有する物件の義なり。

而して本件直接行動に於て使用せられたる手榴彈、拳銃の如きは當然如上の特性を有するものなるが故に、其の制式等の如何に拘はらず所謂兵器たること疑を容れず、又被告人等十一名は此等兵器を使用し本件直接行動を敢行したるものにして、則ち所謂「兵器を執り」たるものなること亦論を俟たず。

三、「反亂を爲し」とは國權に對し合同的暴力を行使するの義なり。而して本件被告人等十一名は多衆の合同的暴力を以て内閣總理大臣官邸に亂入したるのみならず、國務大臣の首班として國政の樞機を掌れる内閣總理大臣犬養毅を殺害し、且帝都警察權の中樞たる警視廳を襲撃し、更に内大臣官邸、政友會本部、日本銀行、三菱銀行及東京市附近の變電所數ヶ所を襲撃して故ら帝都の治安を亂したるものにして、即國權に對し合同的暴力を行使したるものに外ならざるが故に所謂「反亂を爲し」たるものに該當すること毫も疑を容れず。

則ち被告人等十一名の行爲は陸軍刑法第二十五條叛亂罪の構成條件を總て具備せるものなるが故に、同條に所謂黨を結び、兵器を執り、反亂を爲したるものに該當するものと云はざるべからず。

三、被告人等の叛亂罪上の地位に就て

陸軍刑法第二十五條の其の第一號乃至第三號に於て、首魁以下の區分及之に對する處斷、刑の區別を定めたり。而して被告人等十一名の叛亂罪上に於ける地位即同條第一號乃至第三號に於ける首魁以下の區別中何れに該當するやを案ずるに、

1、「首魁」とは合同體に於ける主動者的地位に在る者を謂ひ、

2、「謀議に參與したる者」とは合同體に於ける計畫の立案若くは審議に參與したる者を謂ひ、

3、「群衆を指揮したる者」とは合同體の實行行動に方り群衆を指揮命令したる者を謂ひ、

4、「其他諸般の職務に従事したる者」とは合同體の計畫に基づき又は首魁若くは指揮者の指揮命令に依り、謀議參畫又は群衆指揮以外の特定任務に従事したる者を謂ひ、

5、「附和隨行したる者」とは何等特定の任務を有せずして合同體の實行々動に参加同行したる者を謂ふ。

而して被告人等十一名は何れも本件合同體に於ける主動的地位にありたる者に非ず、又右合同體に於ける計畫の立案若くは審議に參與し、又は合同體の實行々動に方り、群衆を指揮命令したる者に非ざること事實上明白なるが故に、いはゆる「首魁」には勿論「謀議に參與したる者」及「群衆を指揮したる者」にも該當せず。

然も被告人等十一名は何れも本件直接行動の實行計畫に基づき各所定目標の襲撃任務を分擔し、且該任務に従事したる者にして、決して何等特定の任務を有せずして、單に實行行動に参加同行したる者にあらざるが故に、いはゆる「附和隨行したる者」に非ずして「其他諸般の職務に従事したる者」に外ならざること極めて明白なり。

従つて被告人等の行爲は同條第二項後段に該當するものにして、三年以上十五年以下の懲役又は禁錮に處すべきものなり。(註——陸軍刑法第廿五條 當ヲ結ビ兵器ヲ執リ反亂ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從ツテ處斷ス 一、首魁ハ死刑ニ處ス 二、謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ死刑若クハ五年

以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ三年以上ノ有期ノ懲役ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

四、被告人等の行爲と叛亂罪以外の罪名との關係に就て

被告人等の行爲が前述叛亂罪の外更に殺人、殺人未遂及爆發物取締罰則違反等の罪名に觸るゝや否やに付案するに、叛亂罪は黨を結び兵器を執り反亂を爲すに依り成立するものにして、即兵器を執り反亂を爲すことを以て犯罪構成條件の一と爲すものなるが故に、其の反亂行爲に依り人又は物に對し殺傷又は損壞を加ふることあるべきは勿論、兵器に屬する爆發物を使用するが如きは當然豫想せざるべからざることに屬し、又叛亂罪は治安を妨げ、又は人の身體財産を害する目的に出でたるものをも包含すること論を俟たざるが故に、反亂行爲自體が殺人、殺人未遂又は爆發物取締罰則違反等の態様を有する場合と雖も、此等は總て叛亂罪の罪體に包括せらるゝものにして別に他の罪名に觸るゝものと爲すべきにあらず。

第三 情狀論

本件犯罪の情狀は前述の如く重大性と軍人の重大犯行と、原因、動機、目的は情狀に含まれるものである。其の一は事案の結果である。

一、首相官邸襲撃の結果である。襲撃の結果は犬養毅、田中巡查を殺し、平山巡查に重傷を負はせ、内府邸に於いては橋井巡查を負傷させ、手榴彈を投げ、邸内を損傷させ、警視廳襲撃では長坂書記、高橋記者に傷を負はせて居る。政友會本部等又同様である。

次に犯罪の間接的結果である

その第一は、事案發生の當夜、鈴木侍從長は夜中參内、天皇陛下に拜謁仰せ付けられ、種々上奏申上げたところ、陛下には種々御下問を賜ひ、犬養首相には松永侍醫等を御差遣になられたと聞き及んでゐるが、陛下の宸襟をなやまし奉つたことは、特に本件が重大なものと思なければならぬ、次ぎは政局であるが、高橋藏相の臨時首相代理から總辭職となつた。第三は治安妨害である、帝都は勿論、遠隔の地迄動搖を來した、之がため警視廳、憲兵隊、東京警備司令部では大々的に警備の陣を布いた程である。

次は被告人等の本件事案に對する覺悟である

被告人等はいづれも警視廳に赴き、警官と決戦、討死の決意を固めて居た事は明白な事で、憲兵隊自首は全然考慮のうちになく、本意でなかつた。被告人の自分の地位に就いては軍隊生活、學校生活に従つただけで、社會との交渉が稀薄であり、然もその閱讀した書籍も限られて居るもので、本件の指導的地位でないことを熟知の上で參加した事である。性質素行の點は何等誹謗す可き點なし、現在の心境は本件犯行の當初に於ける憂國の至情、私心なき信念と少しの差異なしと認められるのであります。

第四 求刑

禁錮八年	後 藤 映 範 (二五)
同 上	中 島 忠 秋 (二五)
同 上	篠 原 市 之 助 (二四)

同	上
同	上
同	上
同	上
同	上
同	上
同	上
同	上
同	上
同	上

八	木	春	雄	(二四)
右	關	榮	(二四)	
金	清	豐	(二四)	
野	村	三	郎	(二三)
西	川	武	敏	(二三)
菅		勤	(二三)	
吉	原	政	巳	(二三)
坂	元	兼	一	(二四)

陸軍側被告に判決下る

五・一五事件陸軍側被告士官候補生後藤映範以下十一名に係る反亂罪を處断する最後の軍法會議(第十四回公判)は、全國民注視のうちに海軍並に民間側に先だつて、前述の求刑論告より後れること正に一ヶ月、昭和八年九月十九日午前十時より、青山第一師團法廷に於いて、西村判士長以下島田法務官、平川、川島、横田各判士、勾坂檢察官、中川、平松、角岡、山田、菅原の五辯士、特別辯護人中村、大熊、細見の各少佐立會のもとに嚴かに開廷された。

前後十三回にわたる公判の大詰だけに法廷には緊張の氣がみなぎる。法廷正面には三十五萬七千の歎願書が重々しく積まれてゐるのが殊に衆目を惹く。今日の重任を帯びた西村判士長は一段と謹嚴な面持で着席、つゞいては十一名の被告も今日はさすがに感慨ふかき面持で靜かに入廷する。傍聽席には特別傍聽人として秦憲兵司令官、林警備司令官、森第一師團長、稻垣陸軍士官學校長、土岐陸軍政務次官、石井同參與官、永田第一旅團長等百餘名の顔が見え、傍聽席には各被告人の親戚がいづれも張りつめた面持で詰めかけて、滿廷固唾を呑みながら判決を待つうち、警査の一聲に十一名の被告は判士長の前に起立して直立不動の姿勢をとる。

かくて西村判士長はぐつと被告の列を一瞥しなから徐ろに判決書を開いて、「これより判決を言ひ渡す」と莊重に口を開き、それから約一時間に亘つて左の如き條理を盡した判決理由書を滔滔と讀み上ぐれば、被告等は肅然として耳を傾け、滿廷また森嚴の氣に打たれる。

判 決

大分縣大野郡犬飼町大字下津尾三千七百卅二番地重範二男

元歩兵第四十五聯隊、陸軍士官學校本科第一中隊派遣

元士官候補生 後 藤 映 範

陸軍側被告に判決下る

山口縣山口市大字上宇野令千六百卅三番地土族戶主
明治四十二年一月廿九日生

元野戰重砲兵第四聯隊陸軍士官學校本科第二中隊派遣
元士官候補生 中 島 忠 秋

愛媛縣宇摩郡川瀧村大字柴生五十八番戶信市二男
明治四十二年十一月七日生

元飛行第四聯隊陸軍士官學校本科第二中隊派遣
元士官候補生 篠 原 市 之 助

愛媛縣越智郡乃萬村大字矢田甲五百六十七番地第一清應五男
明治四十三年一月廿二日生

元飛行第六聯隊陸軍士官學校本科第二中隊派遣
元士官候補生 八 木 春 雄

山形縣米澤市本五十騎町四千八百八十五番地繁次弟
明治四十三年六月四日生

元步兵第七十三聯隊陸軍士官學校本科第二中隊派遣
元士官候補生 石 關 榮

山口縣都農郡下松町大字東豊井千二十六番地政吉長男
明治四十三年七月廿日生

元步兵第七十七聯隊陸軍士官學校本科第二中隊派遣
元士官候補生 金 清 豊

青森縣弘前市大字鹽分町卅四番地土族與市三男
明治四十三年十二月廿四日生

元步兵第卅一聯隊陸軍士官學校本科第一中隊派遣
元士官候補生 野 村 三 郎

福岡縣福岡市地行東町百四十四番地注連吉長男
明治四十四年一月一日生

元步兵第七十九聯隊陸軍士官學校本科第一中隊派遣
元士官候補生 西 川 武 敏

茨城縣東茨城郡酒門村大字酒門六十六番地土族孝次郎五男
明治四十四年三月廿五日生

元飛行第六聯隊陸軍士官學校本科第二中隊派遣
元士官候補生 菅 勤

陸軍側被告に判決下る

明治四十四年四月廿日生

宮崎縣北諸縣郡西嶽村千九百九十番地土族戸主

元野砲兵第一聯隊陸軍士官學校本科第一中隊派遣

元士官候補生 吉 原 正 巳

明治四十四年八月廿七日生

宮崎縣西諸縣郡飯野村大字原田卅六番地新藏長男

元歩兵第七十五聯隊陸軍士官學校本科第四中隊派遣

元士官候補生 坂 元 兼 一

明治四十三年十月廿五日生

右ノ者等ニ對スル反亂被告事件ニ付當軍法會議ハ檢察官陸軍法務官白坂春平干與審理ヲ遂ゲ、判決スルコト左ノ如シ。

主 文

被告人後藤映範、同中島忠秋、同篠原市之助、同八木春雄、同石關榮、同金清豊、同野村三郎、同西川武敏、同菅勤、同吉原政巳、同坂官兼一ヲ各禁錮四年ニ處ス。

但シ各被告人ニ對シ夫々未決拘留日數百五十日ヲ各本刑ニ算入ス。

判決理由書

被告人等ハ孰レモ陸軍士官學校在學中同校ニ於ケル訓育ニ因リ、軍人精神ヲ涵養シ、皇道ノ眞髓ト國體ノ尊嚴トニ對スル不拔ノ確信ヲ體得シ、有事ノ日欣然トシテ起チ慷慨死ニ赴クノ信念愈ヨ鞏固トナルニ至リシガ、昭和六年九月下旬ヨリ翌七年二月頃迄ノ間ニ於テ、或ハ歩兵第三聯隊付陸軍歩兵中尉菅波三郎ノ許ニ出入シ、同人ヨリ一君萬民ヲ基調トスル天皇觀及國體觀、現時ノ腐敗墮落セル政治、經濟其ノ他一般ノ社會狀態、明治維新志士ノ言行、我國現下ノ情勢ト軍人ノ使命等ニ關スル所説ヲ聽キ、或ハ國體、思想、社會問題等ニ關スル書籍及ビ各種ノ新聞雜誌ヲ閱讀シ、或ハ同輩間ニ於テ互ニ意見ノ交換ヲ行ヒ、茲ニ我國現下ノ狀態ヲ目シ、皇道扶翼ノ精神ハ日ニ衰ヘ、國體ノ尊嚴ハ日ニ疎ンゼラレ、所謂支配階級タル政黨財閥及特權階級ハ腐敗墮落シ、相倚リ相助ケテ私利私慾ニ没頭シ、國防ヲ輕視シ、國政ヲ紊リ、外國威ノ失墜ヲ招キ、内民心ノ頹廢農村ノ疲弊ヲ來セル等、皇國ノ前途頗ル憂フベキモノアルノミナラズ、特ニ滿洲事變ノ勃發ニ伴フ國際情勢及倫敦軍縮條約ノ結果、我對外關係ノ危機ハ一日ノ儉安ヲ許サズトシ、速ニ此等時弊ヲ革正シ以テ建國ノ精神ニ基ク皇國日本ヲ確立スル爲國家維新ノ必要ヲ痛感シ、而モ叙上焦眉ノ事態ト被告人當時ノ境遇上到底合法手段ヲ以テシテハ之ガ革正ヲ期シ難シトシ、遂ニ自ラ國家革新ノ爲ノ捨石トナリ、直接行動ニ依リ是等支配階級ノ一角ヲ打倒シ、支配階級及一般國民ノ覺醒ヲ促シ、以テ國家革新ノ機運ヲ醸成センコトヲ欲シ、昭和七年二月頃迄ニ逐次同志トシテ相結束シ、以テ機會ノ到來ヲ待テリ。然ルニ是ヨリ先、豫テ海軍部内ノ同志ト共ニ國家革新運動ニ從事シ居リタル海軍中尉古賀清志、同中村義雄ハ、民間同志井上昭一派ノ所謂血盟團事件ノ後ヲ承ケ同志ヲ糾合シ、集團的直接行動ニ依リ國家革新ノ

陸軍側被告に判決下る

機運ヲ促進セシメテ企圖シ、曾テ連絡セシ陸軍部内ノ一部青年將校ニ對シ共ニ蹶起セシメテ懲罰シタルモノニ應ズルモノナカリシニヨリ、豫テ被告人後藤映範、同篠原市之助其ノ他士官候補生中ニ國家革新ニ關心ヲ有スル者アルヲ知り、同人等ヲ誘致シテ共ニ事ヲ舉ゲシメテ企テ、同年三月中旬陸軍歩兵中尉安藤輝三ヲ介シテ被告人等ニ會見ヲ求メ、中村義雄ハ同月廿日歩兵第三聯隊ニ於テ安藤輝三其ノ他ノ陸軍將校並ニ被告人等ノ代表者タル被告人坂元兼一ニ面接シ、先ヅ陸軍將校ニ對シ海軍側ハ近ク蹶起ノ意圖ヲ有スルヲ告ゲ、陸軍側將校、後續蹶起ヲ勸説シタルモ、陸軍將校ハ何等明答ヲ與ヘズ暗ニ之ヲ拒否スルノ態度ニ出デタルニヨリ、被告人坂元兼一ハ陸軍將校ノ態度ニ嫌ラズト爲シ、中村義雄ヲ別室ニ伴ヒ自分ハ貴官ト同意ナル旨及他ニ同志ノ士官候補生十名アル旨ヲ告ゲタルニ、中村義雄ハ右士官候補生等ト會見シテ意思ノ疏通ヲ圖リタキ旨ヲ申出デタルニヨリ、被告人坂元兼一ハ明廿一日東京市外大久保百人町（現淀橋區百人町三丁目二百七十八番地）藤田儀治所有ノ貸家ニ於テ會合セシメテ約シ、歸校後之ヲ他ノ被告人等ニ傳ヘタリ。而シテ各被告人中中島忠秋ヲ除キタル後藤映範等十名ハ翌三月二十一日前記貸家ニ於テ士官候補生池松武志ト共ニ古賀清志及中村義雄ト會合シ、古賀清志ヨリ被告人等ニ對シ、吾人ハ救國濟民ノ大慈悲心ニヨリ蹶起シ、井上昭一派ノ所謂血盟團ノ社會ニ與ヘタル影響ヲ擴大シ、革命ノ段階ニ進マシメシガ爲捨石トナリ、支配階級ニ對シ直接行動ヲ敢行セントスルノ意圖ヲ有ス、吾人ノ別働隊トシテ茨城縣ノ農民同志アリ、決行時機ハ來ル四月中旬乃至五月中旬ノ間ニ之ヲ選定シ、又所要ノ武器ハ海軍側ニ於テ之ヲ準備スベキ旨等ヲ告ゲ、被告人等及池松武志ノ參加ヲ求メタルニ同人等ハ孰レモ即時之ニ贊同シ、

古賀清志等ノ直接行動ニ參加セシメテ約シ、又當日事故ノ爲右會合ニ出席セザリシ被告人中島忠秋ハ同月二十七日、被告人後藤映範ノ下宿ナル同市四谷區坂町番地不詳坂田權重方ニ於テ、被告人後藤映範、同坂元兼一ト共ニ古賀清志ト會合シ、古賀清志ヨリ前記三月二十一日會合ノ際同人ガ被告人後藤映範等ニ開陳セルト同一趣旨ノ意圖ヲ聞キ、直ニ之ニ贊同シ、其直接行動ニ參加セシメテ約スルニ至レリ。而シテ同年三月廿日頃豫テ國家革新運動ニ關心ヲ有シ居リタル明治大學學生奥田秀夫ハ、中村義雄ノ勸誘ニ依リ、又愛郷塾長橋孝三郎ハ古賀清志ノ交渉ニ應ジ、同塾教師後藤啓彦、及ビ同塾生等ト共ニ各其ノ直接行動ニ參加セシメテ約スルニ至レリ。斯クテ、海軍部内ノ同志ヲ獲得シタル古賀清志ハ中村義雄ト共ニ全同志ノ中心トシテ諸般ノ實行準備ヲ進メ、豫テ海軍部内ノ同志海軍中尉三上卓等ノ入手セル海軍陸戰隊用手榴彈及拳銃、同實包等ノ蒐集ヲ圖ルト共ニ、神武會長大川周明、天行會長頭山秀三等ヨリ拳銃及實包ノ供給ヲ受ケ、又池松武志、奥田秀夫ヲシテ短刀ヲ購入セシメ、合計手榴彈廿一箇、拳銃十三挺同實包數百發、短刀十數口ヲ蒐集シ、且資金トシテ大川周明ヨリ數次ニ合計金六千圓ヲ受領シ、又實行計畫トシテハ同志ノ直接行動ニヨリ帝都ノ治安ヲ擾亂シ戒嚴ノ宣告ヲ見ルニ至ルベキ事態ヲ作爲スル方針ノ下ニ、海軍側同志、被告人等、池松武志及奥田秀夫ヲ數組ニ分チ、首相官邸、警視廳等ヲ襲撃シテ首相及内府ヲ暗殺シ、帝都ノ警察力ヲ破壊シ、又橋孝三郎一派ノ農民同志ヲ別働隊トナシ、右各組ノ行動ト相呼應シテ東京市附近ノ變電所數箇所ヲ襲撃シ其ノ要部ヲ破壊シテ送電ヲ不能ナラシムルコトトシ、尙右別働隊ノ行動計畫ニ就イテハ橋孝三郎一派ニ委任シタリ。次デ五月十三日茨城縣新治郡士浦町料亭山水閣ニ於テ、古賀清志ハ

中村義雄、池松武志、後藤園彦及奥田秀夫ト會合ノ上、カネテ古賀清志、中村義雄ノ立案ニカカル實行計畫案ニ若干ノ修正ヲ加ヘ、古賀清志、中村義雄、三上卓、豫備役海軍少尉黒岩勇、海軍中尉山岸宏、海軍少尉村山格之、奥田秀夫、池松武志、及被告人後藤映範外十名ヲ四組ニ分テ、前記武器ヲ使用シ、年長者ノ指揮統制ノ下ニ同月十五日午後五時卅分ヲ期シ、第一段ニ於テ第一組ハ首相官邸、第二組ハ内府邸、第三組ハ政友會本部、第四組ハ三菱銀行ヲ各襲撃シ、第二段ニ於テ第四組ヲ除ク他ノ三組ハ警視廳ヲ襲撃シ同應ニ於テ非常召集セラルベキ警官隊ニ對シ決戦シタル後、東京憲兵隊本部ニ自首スベキコト、各組ニ對スル人員及武器ノ配當、集合場所及時刻、武器使用區分其ノ他細部ニ關スル注意事項ヲ書面ニ記載シ、池松武志ヲシテ右會合ニ出席セザル被告人等ニ之ヲ傳達セシメ、被告人等ハ同月十五日午前中被告人坂元兼一ヲシテ池松武志ニ連絡セシメタル後、同人ヨリ右書面ヲ受領シテ回覽ニ付シ、之ニ基キ各襲撃目標ニ對スル各自ノ擔任ヲ確定シタリ。斯クテ、被告人等ハ當時海軍側ノ企圖シタル戒嚴宣告ノ方針等ニツイテハ何等關知スルコトナク、專ラ決死ノ覺悟ヲ以テ昭和七年五月十五日午後四時頃ヨリ各制規ノ服裝ヲナシ、逐次陸軍士官學校ヲ出發シテ夫々所定ノ集合場所ニ向ヒ、被告人後藤映範、同篠原市之助、同石關榮、同八木春雄、同野村三郎ハ第一組ニ屬シ、同日午後五時頃靖國神社境内ニ於テ、三上卓、黒岩勇、山岸宏、村山格之ト會シ、三上卓、黒岩勇、被告人後藤映範、同石關榮及同八木春雄ハ表門組、山岸宏、村山格之被告人篠原市之助及野村三郎ハ裏門組トナリ、組毎ニ一輛ノ自動車ニ同乗シ、表門組ヲ先頭トシテ共ニ同市麴町區永田町内閣總理大臣官邸ニ向ヒ、途中車内ニ於テ表門組一同ハ黒岩勇ヨリ、裏門組一同ハ山岸宏

ヨリ夫々武器ノ分配ヲ受ケ、表門組三上卓ハ拳銃(實包裝填)一挺、同實包若干、手榴彈一箇及短刀一口、黒岩勇ハ拳銃(實包裝填)一挺、同實包若干、短刀一口、被告人後藤映範ハ拳銃(實包裝填)一挺、同石關榮、同八木春雄ハ各手榴彈一箇、裏門組山岸宏ハ手榴彈一箇、短刀一口、村山格之ハ拳銃(實包裝填)一挺、同實包若干、被告人篠原市之助、同野村三郎ハ各拳銃(實包裝填)一挺、同實包若干、手榴彈一箇ヲ携帶シ、表門組ハ同五時二十七分頃、同官邸表門ヨリ自動車ヲ乗入レ、表關ニ於テ一同下車シ、直ニ同支關ヨリ屋内ニ闖入シ、同支關廣間ニ於テ同官邸警衛ノ巡查部長村田嘉幸ニ出會ヒシヨリ、三上卓、黒岩勇ハ拳銃ヲ擬シ、同人ヲ脅迫シテ首相犬養毅ノ許ニ案内セシメントシタルモ果サズ、又被告人後藤映範ハ同所ニ居合セタル私服巡查ガ支關外ニ逃レ出デントセシヲ以テ背後ヨリ拳銃一彈ヲ發射シタルモ命中セズ、次デ一同首相ノ所在ヲ覓メテ同官邸洋間ヲ搜索シタル後、三上卓ハ日本間ニ通ズル廊下ヲ發見シ、同廊下板戸ヲ蹴破リテ一同ト共ニ内部ニ侵入シ、同館洋式客間ニ於テ巡查田中五郎ニ對シ首相ノ所在ヲ糺シタルニ、同人ノ態度反抗的ナリシニヨリ之ヲ憤リ、同人ニ對シ拳銃一彈ヲ放チ其ノ右胸部ヨリ臍臟ヲ損傷シテ右側腹部ニ通ズル貫通銃創ヲ負ハシメ、因テ同人ヲシテ同月廿六日同市赤坂區傳馬町一丁目廿番地前田外科病院ニ於テ前記負傷ニ基ク臍臟壞死ニ因リ死亡スルニ至ラシメタリ。裏門組ハ表門組ヨリ僅カニ後レテ、同五時卅分頃、同官邸裏門附近ニ於テ一回下車シ、同門ヨリ邸内ニ進ミ、被告人篠原市之助ハ山岸宏ノ指示ニヨリ同官邸日本館正支關前ニ於テ外部ヲ警戒中、同所ニ接近シ來リタル氏名不詳ノ數名ニ對シ威嚇ノ目的ヲ以テ拳銃一彈ヲ發射シ、爾後同支關ニ止リ他ノ一同ハ直ニ右正支關ヨリ屋内ニ侵入シテ表門組ト相合シ

一同互ニ首相ノ所在ヲ搜索シタルニ、間モナク三上卓ハ日本館食堂ニ於テ首相ヲ發見シ、直ニ之ニ對シ拳銃ヲ向ケ引金ヲ引キタルモ發射セズ、次デ首相ノ誘導ニヨリ同館十五疊敷客室ニ到ル途中大聲ヲ揚ゲテ一同ニ發見ノ旨ヲ報ジ、同室ニ入り、一同ト共ニ起立ノ儘首相ト相對シ、一二問答ノ際突如山岸宏ハ「撃テ」ト叫ブヤ、黒岩勇ハ之ニ應ジテ首相ノ左前方ヨリ同人ニ向ヒ第一彈ヲ放チ、左下顎骨角ノ直上ヨリ頭蓋腔内ニ入ル盲貫銃創ヲ負ハシメ、三上卓モ亦直ニ第二彈ヲ放チ、首相ノ右顳額部耳殼前方ヨリ右眼外皆ノ上方ニ貫通スル銃創ヲ負ハシメ、因テ同人ヲシテ同月十六日午前二時卅五分同官邸ニ於テ右銃創ニ基テ因セル頭蓋腔内血管ノ損傷ニ因ル出血ニヨリ惹起セラレタル腦壓ニ因ル心臟及呼吸麻痺ノ爲死亡スルニ至ラシメタリ。斯クテ射彈ノ命中シタルヲ認ムルヤ、山岸宏ノ引上ゲノ聲ニ應ジテ一同日本館正玄關ヨリ屋外ニ出デタルニ、偶々巡查平山八十松ガ木刀ヲ揮ツテ一同ニ迫リ來レルヨリ、被告人篠原市之助ハ拳銃ヲ擬シテ之ヲ脅迫シ、黒岩勇及村山格之ハ相次デ同人ニ向ヒ各拳銃一彈ヲ發シ、因ツテ同人ニ右大腿貫通銃創及左前膊貫通銃創ヲ負ハシメ、一同裏門ヨリ邸外ニ立出デタリ。此時同裏門外ナル巡查派出所前ニ於テ氏名不詳ノ巡查一名ガ一同ノ進路ヲ遮ラントシタルヨリ、被告人篠原市之助ハ同巡查ニ對シ拳銃ヲ擬シテ之ヲ脅迫シ、一同同市赤坂區溜池町ニ於テ二輛ノ自動車ニ分乗シ、被告人後藤映範、同篠原市之助、同石關榮ハ三上卓、山岸宏ト同乗シ、同五時五十分頃同市麴町區外櫻田町警視廳ニ到リタルモ、豫期ニ反シ廳外平穩ニシテ警官隊ノ非常召集行ハレタル模様ナキヲ以テ襲撃ノ要ナキモノトシ、其ノ儘廳前ヲ通過シ同日午後六時頃東京憲兵隊本部ニ自首シ、被告人八木春雄、同野村三郎ハ黒岩勇、村山格之ト同乗シ、同

五時五十分頃警視廳ニ到リ、正面玄關前ニ於テ一同下車シテ同廳舍内ニ侵入シ、二階一室ノ硝子戸ヲ蹴破ル等暴行ヲ爲シタル上、同廳ヲ引上ゲ、自動車ニテ東京憲兵隊本部正門前ニ到リ、内部ノ狀況ヲ窺ヒ、同志未ダ來着セザルモノト思惟シタルガ、偶々警視廳ヨリ自動車ニテ同人等ヲ追跡シ來リタル同廳警部補新堀虎吉ヲ發見シ、黒岩勇ハ之ニ對シ拳銃ヲ擬シ、同警部補ノ逃レントスル後方ヨリ一彈ヲ發射シタルモ命中セズ。次デ黒岩勇ノ發意ニ基キ同市日本橋區兩替町日本銀行ヲ襲撃スルタメ、一同自動車ニテ同六時頃同銀行前ニ到リ、被告人野村三郎及村山格之ノ兩名下車シ、被告人野村三郎ハ黒岩勇ノ指示ニヨリ同銀行ノ前庭ニ進ミ正玄關ニ向ヒ手榴彈一箇ヲ投擲シ、玄關前中庭ニ於テ炸裂セシメ、其破片ニヨリ同銀行正玄關石段及敷石等ニ多數ノ彈痕ヲ生ゼシメタル上、一同々所ヲ引上ゲ同日午後六時過東京憲兵隊本部ニ自首シ、被告人西川武敏、同菅勤、同坂元兼一ハ第二組ニ屬シ、同日午後五時頃迄ニ同市芝區高輪泉岳寺境内ニ於テ古賀清志、池松武志ト會シ、同寺山門附近茶店力亭事山口彌太郎方二階ニ於テ古賀清志ヨリ行動要領ノ概要説示セラレ、一同々人ヨリ武器ノ分配ヲ受ケ、古賀清志、池松武志ハ各拳銃(實包裝填)一挺、同實包裝若干、手榴彈一個、被告人西川武敏ハ拳銃(實包裝填)一挺、同實包裝若干、手榴彈一個及短刀一口ヲ携帶シ、同日午後五時十分頃同店ヲ出デ自動車ニ同乗シ、同市芝區三田臺町大臣牧野伸顯官邸ニ向ヒ、同五時廿四分頃同官邸正門前ニ到リ自動車ヲ停メ、被告人西川武敏、同菅勤、同坂元兼一ハ車内ニ止リ、被告人西川武敏ハ拳銃ヲ擬シテ自動車運轉手ヲ威嚇シ、被告人菅勤及同坂元兼一ハ外部ノ警戒ニ任ジ、古賀清志及池松武志ノ兩名ハ下車シテ、先ヅ古賀清志ハ同門前ヨリ門内ニ向ヒ手榴

彈一箇ヲ投擲シ、玄關前庭ニ於テ之ヲ炸裂セシメ、其ノ破片ニヨリ同官邸正玄關附近ノ板塀等ニ多數ノ彈痕ヲ生ゼシメ、池松武志モ亦之ニ續イテ手榴彈一箇ヲ門内ニ向ヒ投擲シタルモ不發ニ終リ、次デ古賀清志ハ同邸立番勤務中ノ巡查橋井龜一ニ對シ拳銃一彈ヲ發射シテ、同人ノ左肩峰鳥喙突起部ニ貫通銃創ヲ負ハシメタル後、一同再ビ自動車ニ同乗シテ警視廳ニ向ヒ、途中豫テ海軍側同志ノ準備セル「日本國民ニ檄ス」ト題スル檄文數百枚ヲ沿道ニ撒布シ、同五時四十五分頃、第三組ニ稍遅レテ警視廳ニ到着シタル處、豫期ニ反シ、決戦ヲ試ムベキ警官集合シ在ラザリシモ、同廳表玄關附近ノ車道ニ停車シ、古賀清志ヲ除ク外一同下車シ、被告人菅勤及同坂元兼一ハ古賀清志ノ指示ニ基キ、相次デ路上ヨリ同廳舎ニ向ヒ各手榴彈一箇ヲ投擲シタルモ、何レモ不發ニ終リ、被告人西川武敏及池松武志ハ自動車内ナル古賀清志ト共ニ表玄關ニ向ツテ各拳銃一彈ヲ發射シ、因テ同玄關車寄ニ居合ハセタル警視廳書記長坂弘一ニ對シ下顎部貫通銃創及右膝關節部貫通銃創ヲ、讀賣新聞記者高橋巍ニ對シ右下腿貫通銃創ヲ負ハシメタル上、一同同所ヲ引揚ゲ、同日午後六時頃東京憲兵隊本部ニ自首シ、被告人中島忠秋、同金清豊、同吉原政巳ハ第三組ニ屬シ、同日午後四時三十分頃新橋驛ニ於テ中村義雄ト會シ、同驛前ニテ自動車ニ同乗シタルモ未ダ決行時刻ニ達セザリシニ依リ、市内各所ヲ乘廻シ、其ノ間車内ニ於テ中村義雄ヨリ武器ノ分配ヲ受ケ、中村義雄ハ拳銃（實包裝填）一挺、同實包若干、手榴彈一箇、被告人中島忠秋ハ拳銃（實包裝填）一挺、同實包若干、手榴彈一箇及其ノ所有ニ係ル短刀一口、同金清豊ハ手榴彈一箇及短刀一口、同吉原政巳ハ拳銃（實包裝填）一挺、同實包若干ヲ携帶シ、同五時卅分頃、同市麹町區内山下町立憲政友會本部前ニ到リ、中村義雄ハ單身下車シ

テ同本部東門ヨリ僅ニ構内ニ入り、玄關ニ向ツテ手榴彈一箇ヲ投擲シタルモ不發ナリシニヨリ、之ヲ拾ヒテ再ビ前同様ニ之ヲ投擲シタルモ更ニ不發ニ終リシヲ以テ、被告人中島忠秋ハ直ニ下車シテ同本部構内ニ入り、中村義雄ノ指示ニヨリ同玄關ニ向ヒ手榴彈一箇ヲ投擲シ、玄關前ニ於テ炸裂セシメ、其ノ破片ニヨリ同玄關及玄關前露臺附近ニ多數ノ彈痕ヲ生ゼシメ、其ノ間被告人吉原政巳ハ車内ニ在リテ拳銃ヲ擬シ自動車運轉手ヲ威嚇シタル上一同同所ヲ引上ゲ、自動車ニテ警視廳ニ向ヒ、同五時四十分頃同廳ニ到着シタル處、豫期ニ反シテ決戦ヲ試ムベキ警官集合シアラザリシモ、同廳表玄關前車道ニ停車シ、被告人中島忠秋、中村義雄ハ車内ニ止リ、被告人金清豊及同吉原政巳ハ下車シテ、被告人金清豊ハ同廳表玄關左側車道ヨリ同廳舎ニ向ヒ手榴彈一箇ヲ投擲シタルモ炸裂セザリシニヨリ、更ニ之ヲ拾ヒ再ビ前同様ニ之ヲ投擲シタルニ過ツテ路傍ノ鐵塔電柱ニ命中炸裂セシメテ電線及碍子ヲ破損シ、且同廳舎窓硝子二十數箇ノ彈痕ヲ生ゼシメタル上、一同自動車ニテ同所ヲ引上ゲ、途中車内ヨリ前同様ノ檄文數百枚ヲ沿道ニ撒布シ、同日午後五時五十分頃、東京憲兵隊本部ニ自首シ、（中略）

法律ニ照スニ各被告人ガ黨ヲ結び、兵器ヲ執リ、反亂ヲ爲シ、諸般ノ職務ニ從事シタル前示所爲ハ各陸軍刑法第廿五條第二號後段ニ該當ス。量刑ニツキ按ズルニ本件犯罪ノ原因動機及目的等ニツイテハ之ヲ諒トスベキモノアルモ、至嚴ナルベキ軍規ヲ紊シタル點ハ特ニ其ノ情甚ダ輕カラザルヲ以テ、各被告人ニ對シ禁錮刑ヲ選擇シ、其ノ所定期限範圍内ニ於テ、各被告人ヲ各禁錮四年ニ處スベク、各刑法第廿一條ニ依リ夫々未決拘留日數百五十日ヲ各本刑ニ算入スベキモノトス。仍テ主文ノ如ク判決ス。

昭和八年九月十九日

第一師團軍法會議

裁判長判士	陸軍砲兵中佐	西村 琢磨
裁判官	陸軍法務官	島田 朋三郎
裁判官判士	陸軍歩兵大尉	平川 陸之
裁判官判士	陸軍歩兵大尉	川島 修
裁判官判士	陸軍歩兵大尉	横田 洋

以上の如き堂々たる判決を下して、さすがに歴史的公判の裁判長たるの貫祿を見せた西村裁判長は判決言渡した後、直ちに裁判長室に引揚げて、肩の重荷を下した形で次の如く所見を述べた。本公判の判決についてはまだ海軍、司法方面の裁判がすまないもので、今述べる限りではないし、慎しまねばならぬと思ふが、たゞ確乎たる信念を持つて判決を下したといふことだけは、確信をもつていへる。その可否については將來の史家に批判を任せやう。裁判長としての任務はこれで終つた。しかしなほ責任を感じてゐる。一は確信をもつて下した判決とはいへ、果してこの確信がお國のためになるか否かといふこととであり、今一つは個人としての私は、彼等被告の兄であり、先輩であることだ。その愛する弟に兄として罰を加へたのは甚だすまないと思つてゐる。將來は先輩の一人として彼等を極力指導し、國家のため役だつ人たらしめたい、故に責任の大であることを痛感する次第である。

一方、判決を言渡された被告は、全部服罪することとなり、實刑三年七ヶ月を以て九月二十一日に刑が確定すると同時に、各被告は普通人として普通刑務所に收容された。

從來軍法會議で懲役一年以上六年未滿、禁錮一年以上六年未滿の判決を受けたものは、軍籍から離脱して檢察官が司法省に囑託して普通刑務所に收容してゐたが、昭和四年に司法省は軍部側と協議の結果、刑事訴訟法第五百三十五條、

刑ノ執行ハ其裁判ヲ爲シタル裁判所ノ檢事之ヲ指揮ス

との條文中の檢事を軍法會議の檢察官をも含むことになつてゐるので、今回の被告も陸軍檢察官の指揮によつて一應司法省に内意を達し、豊多摩刑務所に收容することになつた。

海軍側の論告と求刑

一方、海軍側では、七月二十四日以来審理を重ねること十九回、斯くして被告十名に對する山本檢察官の論告、求刑は秋氣漸く濃やかなる九月十一日午前九時十三分から二時間餘に亘つて、横須賀鎮守府軍法會議法廷で行はれた。その論告の要旨及び求刑は次の如くである。

論告

海軍側の論告と求刑

本件は所謂血盟團事件及びその他と極めて密接なる關係を有してをります。若し之を嚴格に法律的に觀察致しますれば、共に引續きたる同一案件ではないかと思はれる點多々あるのであります。

本件は被告人の個々により多少の認識を異に致してをりますが、要するに海軍軍人、陸軍軍人互に黨を結び及び民間の同志と相結託し、爆彈その他兵器をとり、軍人はいづれも軍服を著用し、白晝公然首相官邸に闖入し首相を殺害し、一方においては内府官邸及び警視廳を襲撃し、爆彈を投じ拳銃を發射し、二三の巡查その他の者を殺傷し、政黨の本部及び二大銀行に爆彈を投じ、並に帝都附近の變電所を破壊し、一時これを闇黒状態に陥らしめ、よつて戒嚴の宣告せらるべき非常の状態を惹起せしめ、戒嚴令下に軍政府を樹立し、以て現時の政治機構及び經濟機構の革新を試みんとするの企圖に出でたるものと認むることが出来るのであります。

事件の動機

被告人等が國家の現状を破壊せんとしたる動機につきましては、各被告人共當公廷において讎々數萬言、或は政黨財閥または特權階級なるもの、腐敗墮落を説き、或は政治、外交、經濟並に思想につき批判を加へ、或はロンドン條約問題を論じ、餘蘊なしであります。しかして各自いふ所を綜合しまするに、大體において各被告人共相一致するもの、様であります。この點については被告人等もまた刑務所内において沈思黙考の末省慮するところあり、認識不足の點に付ては自覺したる點も多々あるようであります。被告人等の本件を決行いたしました心事に至りましては、憂國の熱情より出でたるものにして主觀的に考察す

れば誠に諒とすべき點無きにあらずと思ひます。

今その動機中二、三考察を要すと認めたるものについて、こゝに批判を試みたいと思ひます。

一、所謂政黨財閥及特權階級の腐敗墮落に就て

被告人等はいづれも異口同音に現代日本に於ては政黨政治家、財閥及特權階級等はいづれも腐敗墮落して國家觀念なく國家滅亡のおそれあるに至らしめたりとなしまして、非合法手段を以てするも速にこれが革新の實を擧げなければならぬと論じ、各般の事實を擧示致してをります。これ等の事實につきましては、被告人等の主張の如く或は事實なることもありませう。本職は如斯事實の有無の問題は凡てこれを批判の外に置き、公平なる世論の判斷に委すことと致しますが、被告人中一年有餘の刑務所生活中沈思黙考の末相當にその認識の誤つた點を自覺したるものがある様であります。

被告人古賀清志の昭和八年四月十二日附豫審官にあてたる上申書中所感の一節に曰く、過去の誤謬について、根本的としては現實に立脚せずして國家改造に偏捉されたる事である、その爲に次の如く種々の誤謬を生じてある、現状認識は多く單純なる義憤的附和感激的獨斷に依つて爲され、非具體的にして中正を失するところ大である、改造手段において現實は一日にして爲るに非ざるを一日にして破壊せんと企圖せしは全く暴も甚しい誤謬である云々

被告人中村義雄の豫審官に提出せる「所感」と題する書面中、現状認識に關する項の下に記して曰く、現状認識の如きにせよ、わが認識の如きは極めて幼稚なるものにして、また一部爲にするが如き似而非愛國

者の情報を信じ、それによりて現世を批判せり。思ふに現世を止揚してより高き階段に飛躍せしめんとせば、先づ現状(制度並に社會状態)の長所短所を深く探求し、その治術を誤らざること肝要なり。しかして誰しも物の缺點短所弊害を知るは易く、その因て来る所の淵源及びその缺點の背後に窃に潜むところの長所を知ることは難し、更言せば現世を止揚せしめんとせば先づ決定的に現世を理解することが先決問題なり云々。」

被告人村山格之の豫審官に提出せる「今日の懺悔」と題する書面中に記して曰く、「時代認識不足、日本の社會状態は革命的非常手段に訴へるに及ばなかつたのであります。即ち政治家特權階級等も「ロシア」帝政時代の如き無能墮落せるものでもなく、また封建貴族の如く社會の大勢と掛け離れたるものでもなく、財閥も資本主義修正轉換の必要に迫られて自利的立場のみを頑迷に固守することが出来なくなつてをります。しかして日本の革新的氣運は出来てをりまして、少し待てば表面化され現状は自然に改造されて行つたのであります。人文の發達に封鎖的階級であつた封建制度の崩壊過程と今日の社會革命とは本質的に異つて居ります。即ち權階級が壊れて經濟的勢力階級が之に代り、今後は之より無階級の組織に進むのであります。其の間に「プロレタリア」の獨裁又は他の特種階級の獨裁過程を要しないと思ひます。特に日本の特殊性を考へるときに然りであります。從て「クーデター」的勝利や「テロ」等は不必要なことで、又不自然の現象であります云々。」

被告人黒岩勇の第五回豫審問調書中左の記載あり、「私は從來日本の現在社會は腐敗墮落してゐるから、これを破壊して建直さねはならぬと考へ、今度のような直接行動に出たのであります。日本の改造といふことは必要ではあるがその手段として非合法手段を選んだといふことが果して正しかつたかどうかといふ點に多大の疑問を感じてをります云々。」

被告人山岸宏第九回豫審問調書中左の記載あり、「行爲は獨斷的のものであることはよくわかりました。苟も君臣不二忠孝一本を以て立たうと思ふ者は、勝手に大御心はかくあるであらう、一般民衆はかく要求するであらうと考へてやることは結局左派の天皇否認と何等異なることではないのであります。諸外國はさて置き、わが國においては資本家にしろ、特權階級にしろ等しく陛下の赤子にして、單に今は迷執のために民衆と對立してゐる様に見えるが、之を倒し我々が代るといふ様なことは我國では爲すべからざるものであり、又有り得べからざることであると思ひます。暴をもつて暴に代ふるのは支那革命と何等選ぶところありませぬ。之を要するに自分の本分を全うすること、即ち克く忠に克く孝にといふことを現實に實行すること以外に道はないのであります。」

(略)

當公判廷における各被告人の陳述中には、前述の心境を赤裸々に告白したるものもあり、またやゝ物足らぬ感を抱かしむる様な陳述をなしたる者もありますが、本職はその後被告人等は多少心境に變化ありとするも、いづれも大體に於いて告白當時と格別の變化なきものと認めます。

これを要しまするに、被告人の大部分が現に自覺してをりまする如く、決行の主たる動機をなせる「速に

直接行動に出るに非ざれば國家滅亡の虞あり」との認定は、被告人等の如き純眞なる青年の義憤的感激的性情に支配せられたる陥り易き判断によるのが多いのでありまして、しかして主觀的には同情に値する點がありますが、直にこれを以て國家の危機となし、非合法行爲に訴ふるに至りましたことは相當認識不足の點もあるのでありまして、國家のため誠に痛歎に堪へない次第であります。

二、農村の窮狀に就て

農村の窮狀といふことは本件の主なる動機の一であつたことは、橘孝三郎等農民一派の參加せる事實、長野朗等農民運動者が本件實行の後を受けて請願運動をなしたる事實及被告人等の一部の者の供述により明瞭なる事實であります。農本主義の思想は王師會同志の一部が國田康信を中心とする農本主義結社大邦社に出入した時代にその萌芽を發してをります。その後被告人中權藤成郷の門に出入する者多くなるに至りまして、わが國は農本自治の建國の昔に還らざるべからずといふ主義を唱道するに至つたのであります。その後また昭和六年中本件同志橘孝三郎等と相接觸するに至り、同人等より更にその感化を受くるに至つたものゝ様であります。橘孝三郎は茨城縣下常磐村に農場を經營してをりまして、これを兄弟村農場と名付け、また愛郷會を創立し、農村青年の教育に努めてゐたのであります。昭和六年八月頃及同七年一月頃被告人等一部の者に對し非合法革新の必要を高調致しました結果、被告人等をして農村問題に關しまでもまた國家革新の要するを感ぜしむるに至つたのであります。被告人等は權藤成郷の主張する農本自治主義または橘孝三郎等の唱道する橘主義の實行により、窮乏せる農村を救済し得るものゝ如く信じらるる

者の多いことは豫審調書に徴して明瞭であります。勿論農村の窮狀については幾多の原因が綜合した結果と認めらるゝものもありまして、單純に權藤の所謂農本自治、橘の所謂橘主義等により直にこれを救済し得られる様に信ずるのは甚だ疑ひなきを得ないのであります。

況んや非合法的手段に訴へ、現在の經濟機構を破壊して一足飛びに理想の彼岸に到達しようと企つるが如きに至りましては無謀の甚だしきものであるといはなければならぬのであります。これを要するに、農村問題に關しましては、上述の如くそのよつて來る原因を探究し、徐ろに適當なる手段によりこれが解決をはかるべきものでありまして、端的に現状破壊によりこれを救済し得べきものではないと信じます。

三、倫敦條約に關して

ロンドン條約締結の問題及び同問題に牽連せるいはゆる統帥權干犯等の問題に關しましては、各被告人共にいづれも當時頗る憤激するところありて、本件實行の動機の一部をなすものゝ如く陳述致してをります。當時被告人等に對し指導者の位置にありたる藤井齋は被告人三上卓が當公廷において慢性の革命煽動家なりと批評を加へてをります。西田税等と相通じまして、被告人等數名を引率して當路者を訪問して質問をなしましたる事實があります。また藤井の作成せる「憂國慨言」と題する文書、同志鈴木四郎の作成せる「我神々の前に皇軍の更醒を祈る」と題する文書、被告人塚野道雄の作成せる吉田松陰名義の文書等がそれらに配布せられた事實もあります。又三上卓の豫審廷及び當公廷における陳述によれば、同人は憤激の餘り某全權及び某氏を東京驛頭に待受け之を暗殺せんと志したることある等の事實を徴しますれば、

確に本問題が動機の一部をなすものなることは之を認むるに足るものと存じます。被告人等は青年軍人として單純なる性情の致すところ種々なる世説風聞を信じ、之に憤激致したものと信じます。大よそ斯の如き複雑にして機微なる關係を有する問題に付ては須く慎重に考慮を廻らし、研究を遂けたる後、その當否を判定すべき問題でないかと思ふのであります。倫敦條約なるもの、兵力量その他軍事的専門的問題に就ては門外漢たる吾人の批判すべき限りでは無いのであります。只問題とする點は當時の政府當局は果して本件條約案に關し軍部側の同意を得たりや否やの點に存した様であります。然しながら斯の如き事實の問題は交渉の任に當りましたる二、三當局者の間においてのみ知悉し得る極めて機微なる問題に屬しますから、部外者は何人と雖もその眞相を承知することを得ざる筋合のものであります。しかしてこれ等機微の問題はまた種々複雑なる政争等にも利用せらるゝに至りまして、或は議會に於ける論争となり、或はいはゆる怪文書の配布となり、遂に被告人等の憤激する如き統帥權干犯等の議論を生ずるのであります。統帥權干犯なる文字は、統帥の大權干犯なる意義にも解せられ、本件問題の場合に適用すべき適當なる文字にあらざるなきやの感なき能はずであります。然しかくの如き文字はいはゆる怪文書等その他に一般に使用せらるゝに至りましたるため、自然大權干犯なる事實ありたるにも思料せられ、純情なる被告人等の憤激を買ふに至り、本件實行の動機の一となりましたことは誠に遺憾なることでもあります。冷靜にこれを觀察致しますならば、本件條約案は畏くも天皇の諮詢に答へ重要なる國事を審議致しまする憲法上の機關たる樞密院の審議を経てゐるのであります。しかのみならず、重要軍務の諮詢

機關たる海軍軍事參議官會議の諮詢をも經てをるのであります。

かくの如く慎重審議の末成立したる次第でありますから、その經過に關し各機關の間に多少の經緯があつたとしてもこれを以て直ちに被告人等が統帥權干犯の事實ありと見たるは首肯し能はざる所であります。またいはゆる上奏權阻止の問題に付ては當公廷においてはこれを肯定する何等の資料もありません。單に被告人等の陳述は根據なき陳述として聞き置くに止むるの外ありません。これより各被告の法廷に於ける不謹慎なる言動を難じ、つゞいて事件發生の原因に就て詳細に論及する)

軍人の政治運動は聖旨に悖る

軍人に賜はりたる御勅諭には、「世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己が本分の忠節を守り義は山岳よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ」と宣せられてをります。この御聖訓は如何なる事情の下に御下賜せられたるものなるやを考ふるべき、現時の世相は如何に當時のものに髣髴たるものあるやを知ることが出来ます。この御勅諭は明治十五年一月四日漢發せられたるものであります。當時の世相や世論に徴し畏くも軍人と政治との問題を解決し、之に關する軍人の心得方を示されたものであります。わが國が明治維新以來大體において大權の下に三權分立の制を定められ、國家諸般の機關各その分を守り權域を分け、互に相干犯することなく協力一致國運の發展を期せられたものであります。蓋し、封建時代の武士は兵權と政權とを兼有した支配階級でありました。而してその武士の一部は明治維新大業の一部を翼賛し奉つた者でありまして、之等の人々中には、時の廟議その政見に相違するものある場合に際會するとき直に之を

兵力に訴へて最後の解決を爲さんとする弊習があつたのであります。明治七年佐賀の事變も同九年萩の事變も、また同十年の西南戦役もその他幾多の動亂も多くは政治の問題を兵力によつて解決せんとしたのであります。之等の弊害に鑑みまして、當時政治と軍事との關係は最も慎重なる研究を要する問題であつたのであります。(中略)明治十四年十二月廿八日發布せられたる海軍刑法及び陸軍刑法にも、軍人政治に關する事項を上書建白し又は講談論說し若くは文書を以て之を公告するものは一月以上三年以下の輕禁錮に處すとの規定があります。同條文は現行刑法に至るまでなほ一部修正の上存せられてゐるのであります。また我國憲法の起草者たる伊藤公の「帝國憲法義解」に、「軍人は軍旗の下に在つて軍法軍令を恪守し、専ら服従を以て第一の義務とす、故に本章に掲ぐる權利の條規にして軍法軍令と相牴觸するものは軍人に通行せず、即ち現役軍人は集會結社して軍政又は政治を論ずることを得ず、政治上の言論著述印行及び政談の自由を有せざる類これなり」と、以上説述せるところを綜合致しますれば、軍人は國運の盛衰に關する國防の重任にある者なれば、世論や政治の如き一般の世相には超然としてより清くより高く己を持し、國民の信頼と尊敬とを集めてその儀表たる實を擧げ、皇威皇徳をして愈々光輝あらしめ、國家の干城たる軍隊までが世論政治の弊害に陥ることなきよう御諭し給へるものと拜察せらるゝのであります。然るに、被告人中一部の者はこの優渥なる聖旨の在る所を曲解して、「政治に拘らず」とは政治に拘泥する事なくの意にて、政治に關係しても差支なきものゝ如く解するものがあります。此の如き一種異様の解釋は世間一部の人士の間にも行はるゝものであります。洵に思はざるの甚しきものなりと言はなければなりません。軍人に

しし若し聖旨の存する所を辨へず、現代政治を是非し之に關係し、遂には力を以て自己の政治的所見を實現せしめんと企つるが如きに至りては誠に由々敷大事であります。嘗に軍隊の蠱毒たるのみならず國家の治安を害すること正に計り難きものがあります。本件事案の發生せる所以もその源を繹ぬれば、畢竟此の「世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己か本分の忠節を守り云々」とある勅諭の精神を誤り、遂に政治問題に干與し直接行動により政治機構及び經濟機構の革新を計らんとするに至りたるものであります。最も痛恨事といはざるを得ざる次第と信じます。暴力行爲は排斥すべし

教育勅語には常に國憲を重んじ國法に遵ひと示されて居ります。惟ふに國憲は國家の基礎にして、國法は國家の命脈でありますから、之を尊重し之を嚴守せねばならぬことは國民として當然の義務であります。暴力乃ち非合法性行動は動機の如何を論ぜず絶對に之を排斥せねばなりません。或は説を爲して、その動機にして至誠至純ならば之に基く行動もまた恕すべきにあらずやといふ者あらば、之重大なる謬見に陥れるものといはざるを得ないのであります。動機の如何を問はず、違法行爲は常に違法たる性質を變ずるものでありませぬ。若し論者の如く動機の純は行動を純化するものなり等といふ如き論議にして假にも是認せらるゝ餘地ありとなすならば、世は忽ち直接行動の巷となるべく、國家の將來に對し重大なる危險と弊害を醸すものあることは當然の結論となります。つゝしまなければならぬ事と思ひます。殊に軍人には常人としての一般義務の外に軍人として特別に嚴肅なる軍紀に服する責務を持つてをるのでありますか

ら、非合法性行動に付ては一層これを憤まなければならないの道理であります。被告人等も國法にそむき軍紀をみだりたる罪萬死に値すと申してをります。誠にその言の通りであります。結局被告人等は忠ならんと欲して忠ならず、節ならんと欲して節ならざりし結果に到達せるものと斷せざるを得ないのであります。(略)

國法は守護せざるべからず

國法を破り軍紀を紊る如き行爲は絶対にこれを排斥せざるべからずと申すのであります(中略)國法は之を誤りてはなりません。海陸軍律頒布の詔書にも、兵民途を分ち寛猛治を異にすと申されてをります。軍律を破り軍紀を紊りたる者に對しては、常律違反者に比し一層烈日の威を示さねばなりません。は申すまでもありません。法の適用に付ては權威に屈することなきは勿論世論に迎合すべからざることは當然であります。

今歴史的事實としてこゝに一言附加致して置き度きことは、彼の忠臣義士を以て有名なる大石内藏助等四十七士に對する處分論であります。これ等諸士を如何に處分すべきやに付ては現今の如く法制の完備せざる當時においては相當の難問題たりしなるべしと思料せらるゝのであります。情に従ひこれを赦すべきか、理に照し嚴罰すべきか論議の結果、老中の議未だ容易に決するに至らなかつたのであります。當時松平吉保の臣荻生徂徠の説を容れて、遂に漸く議決することとなつたといふことでもあります。同人の説といふのは、「大石以下を罰すれば忠義の道地に墜ちんと林大學頭より申立候説は、儒者の道論にしてその理強ち

捨つべきにはあらざれども、苟も法禁を犯し政令に背きたる者なるに拘らず人臣の節を盡せしとて助命せられんには、天下の政道何を以て相立たんや。且つ上杉彈正弼その實父の仇を看過すべきにあらず、若し四十七人の行衛を探索して怒りを霽らさんには、諸方に騒動あらんも知るべからず、淺野安藝また必定力を盡して救護することゝならば、勢ひの激するところ兩家怨みを構へ、由々しき大事に至るべし。かたがたこの徒に死を賜つて一には政道を正し、二には禍亂を防ぐこと天下の御爲なり云々」といふにあつたのであります。四十七士の行動は被告人等の行動とは勿論同一性質のものではなく、又當時と今日とは法制の組織完備等の點も異つてをりますから、これを比較論究するは當りませぬと思ひますが、大體において天下の政道乃ち國法はこれを正さなければならぬ事、かくの如き犯罪を赦免又は減刑する如きことあらば、今後の禍亂測るべからざるものあること等の議論は古今を一貫したる明論でありまして、今においても傾聴の値あるものと存じますが故に、一言こゝに附加致したる次第であります。

法律論

明治維新創業の際は、特に軍人に對してのみ適用すべき刑律は未だ設けらるゝに至らずして、軍人の犯罪はすべて常法により律することゝ相成つてゐたのであります。明治二年四月軍務官の名を以て發せられたる軍律五ヶ條のみであつて、その他はすべて常律によつたのであります。明治四年八月廿八日はじめて完備したる海陸軍刑律を發布せられ、左の勅語を賜つてをります。

勅語

海軍側の論告と求刑

朕惟フニ兵民途ヲ分チ寛猛治ヲ異ニス其ノ律ヲ定メ法ヲ設クルニ於テ豈斟酌商量以テ其ノ宜ヲ制セザル可ケン哉、頃、海陸軍刑律撰輯竣ヲ告グ 朕之ヲ閱スルニ損益要ヲ得輕重度ニ合セリ依テ頒布シ有司ヲシテ遵守シ軍人ヲシテ懲誡スル處アラシム

しかして、その發布せられたる海陸軍刑律を見るに、常律に比しその刑極めて峻嚴であります。けだし軍人は國民として一般の義務を負担すると同時に、軍人として特別の責務を有するものであります。従つて軍人にして罪を犯せばこの二重の義務に背くといふことに相成りまする關係上、その刑もまた従つて重くなつてゐるのであります。明治五年太政官布告第卅三號を以て改正軍人犯罪律が發布せられ、明治十四年十二月普通刑法制定に従ひ海陸軍刑律も亦改正せられ、舊海軍刑法舊陸軍刑法なるものが制せられ、明治十五年一月より施行せられることになつたのであります。明治四十一年普通刑法改正と同時に海陸軍刑法も改正せられ、同年十月一日より施行せられたものが現行海軍刑法及陸軍刑法であります。本件は現行海軍刑法の反亂罪及反亂豫備罪に該當するものであります。反亂の罪は軍紀を紊り治安を害すること極めて重大なるものあるを以て、同法第二編の冒頭に之を規定せられ重刑を以て臨んで居ります。同罪を構成するには凡そ左の三個の要件を具備することを要することになつてをります。

第一、黨を結ぶこと

黨を結ぶとは比較的多數の軍人が共同の目的を以て相通謀し結合するを云ふのであります。蓋し、軍人は居常集團を爲し易き状態に居るものでありますから、舊律當時より結黨といふことを重く罰することに

なつてをります。明治二年四月軍律の一箇條に左の規定があります。

一、徒黨は古來の禁制たり、これに依つて黨首へ死刑云々

現行海軍刑法第五條には左の規定があります。服從の義務に違ふことを目的として黨を結びたる者は云云六月以上五年以下の禁錮に處す、と規定せられ居るより觀るも明なる如く、黨を結ぶことのみにも罪と爲り處罰せらるゝことゝなつてをります。

第二、兵器を執ること

兵器とは通常戰闘に使用する器具といふので、必ずしも陸海軍の兵器規程によるべきものにあらざることには解釋一定し居る處であります。軍人は居常身に兵器を帶びまたは兵器の使用に訓練せられてゐるのであります。従つて擅に兵器を執ること、即ち濫りに兵器を使用することは軍紀上嚴に戒むべき行爲であります。明治二年四月、軍律の第二箇條には武器戎服を携脱するものは死刑たるべしとの規定さへ設けられて居る位であります。現行海軍刑法に於ても兵器を執り或る種の犯罪を實行したるものは夫々特に重く處罰せらるゝことゝ相成つて居ります。例へば兵器を執り上官に暴行を加へた場合又は兵器を執り守兵に暴行を加へた場合等であります。兵器は國を護り又は身を守る要具にして之を濫用することは極めて危険でありますから、特に之を嚴に取締る爲に夫々法令を設けられて居る次第であります。

第三、反亂を爲すこと

反亂を爲すことは國憲に抵抗して暴動を爲すことを謂ふのであります。軍人は國家の干城として國防の任

に當り、又非常警察の場合において國家治安保護の任務に服すべきものであります。然るにその本分に背き國憲に抵抗しその治安を紊亂する如き行動は嚴に之を戒めねばなりません。

以上の三箇の要件を具備するときは、こゝに反亂の罪が成立するのであります。この罪は軍紀を紊り治安を害すること最も重きものとして、現行刑法第二編冒頭に規定せられた次第であります。従つて普通刑法の内亂の罪とはその保護せんとする法益が異なつてをります關係上、本罪の成立には内亂罪の如く朝憲紊亂の目的を必要と致しませぬ。被告等の行動は多數共同の目的を達する爲通謀して團體を結成したることとは明であります。また爆彈拳銃等兵器を使用したことも疑はありませぬ。しかして、内閣執務の公廳たる首相官邸に闖入し、各大臣の首班として國務を統理する首相を殺害し、及び常時輔弼の任に當り内大臣府を統轄する内大臣の官邸を襲撃し、また帝都警察の責に任ずる警視廳を襲撃する等、國憲に抗敵暴動したる所爲あることは明瞭でありますから、海軍刑法第二十條反亂罪を構成するものなることは疑を容るゝ餘地はありませぬ。また被告人伊東龜城外三名は前述反亂をなすの目的を以て手榴彈または拳銃を準備し、その他謀議を重ねる等の所爲ありたるも、當日の決行には参加するに至らざりしものなるを以て、同法第七條の反亂豫備罪を構成するものと信じます。しかして第廿條の反亂の罪は首魁、謀議に參與又は群衆の指揮をなしたるもの等三號に區分し、それ〴〵刑を異にしをるを以て、各被告人の行爲はその何れに該當するやを論及するの必要があります。同條第一號に所謂首魁とは反亂の主動者となり、全般を統率する地位にありたる者をいふものにして、或は一人たることあり、また數人たることもありす(中略)す

でに述べたる如く、反亂罪は國憲に抗敵する所爲にして、この抗敵遂行の目的のためにする暴行行爲は總てこの抗敵の内容をなすものでありますから、殺人、殺人未遂、建造物毀棄等の罪は反亂罪に包含せらるべく、別にこれ等の罪に對する法條を適用することを要せないのであります。こゝに多少の疑ひを容る餘地ありと思料せらるゝは西田税に對する殺人未遂の關係であります。然れども被告人古賀清志豫審訊問書には、「西田は吾々の運動に對する妨害的の行動をとつてをるのではないか」との疑ひを生じ、決行當日もまた妨害をなす虞ありとしてこれが殺害を思ひ立ちたるものなるを以て、目的遂行のためにする暴行行爲の一部と見らるべく、別に殺人の法條の適用をなすを要せざるものと思ひます。爆發物取締罰則に付ては特に爆發物を使用することの危険を想定して特別法として制定せられたるものであります。軍刑法中兵器なるものゝ種類に制限がありませんから、手榴彈投擲の所爲は反亂罪中に包含せらるゝものであると解します。

情 狀 論

本件は海軍部内に於ける國家革新を企圖する團體、陸軍部内に於ける同種の團體及民間に於ける同種の各團體が共通の目的に向つて合流結合したるものでありますから、所謂首魁なる者は各團體毎に存在する可能性あるものと解することが出來ます。従つて本件に於て海軍刑法の適用を受くる者の間に於て何人が首魁の位置にありたるやを研究するに、被告人中古賀清志は革新團體成立以來主動的位置に在りたる藤井齊出征の際後圖を託せられ、又其の勤務場所の關係上、連絡統率の任に當るの便宜を有したるより全般の行動

計畫の作成其の他同志の統率の任に當りたる事實は之を認めらるのみならず、本人も自ら司令官兼艦長に任じたる如き公廷の陳述あり、旁々海軍に關する限り同人を以て本件反亂の罪の首魁と認むるを相當と信じます。謀議に參與しとあるは事件の全體として果して決行すべきや否、又は如何なる時期に於て決行すべきや、若くは實行すべきものとして如何なる行動計畫に出づべきや、即ち戰略戰術等に關する事項の協議に参加するをいふものであります。

被告人中、中村義雄は行動計畫の作成に參與し、又政友會本部襲撃部隊の指揮者として多數を指揮したるものでありますから同條第二號前段に該當し、

被告人三上卓は上海出征中爆彈拳銃等入手し同志をして之を内地に後送せしめ、實行準備を進むる等諸般の計畫に参加し、又昭和七年五月三日武雄温泉に於て黒岩勇と會合し、古賀清志に對し勇を通じて實行の時期及計畫に關する意見を述べ、更に同月五日佐世保に於て同志を糾合し決行の參否に付謀議を爲し、又決行當日東京水交社に於て古賀清志と共に實行計畫に就て意見を交換したる事實あり、加之決行の際には首相官邸襲撃表門組の年長者として多數を指揮したる者でありますから、同條第二號前段に該當するものであります。

被告人黒岩勇は昭和七年二月二十日古賀清志と東京に會見して佐世保方面との連絡の任に當り、同年四月十七日佐世保市塚野道雄官舎に於て三上、林等と實行計畫に付打合せを爲し、同月廿八日土浦に於て古賀清志と會し決行日時決行方法等に付協議し、爾來東京、佐世保の間を往復して決行に關する協議を爲した

る事實あり、同人も亦同條第二號前段に該當するものであります。

被告人山岸宏は國家革新運動の同志として長期間互に連絡あり、横須賀轉任後昭和七年五月二日古賀清志、中村義雄と土浦に會合し決行の時期及計畫に付互に討議したる事實あり、又決行當日は首相官邸襲撃裏門組の指揮を執りたる事實に徴し、同人亦同條第二號前段に該當するものであります。

被告人村山格之は長期間國家革新運動の同志として活動し昭和六年十二月頃より武器の入手に奔走する等實行に關する諸般の準備を進め來りましたが、昭和七年三月上海出征中古賀清志より實行計畫案の送付を受け意見を求められて之に賛成し、翌四月横須賀鎮守府に轉勤の途次佐世保の同志と實行方法に付協議し、次で同月二十一日霞ヶ浦に於て古賀清志と會合し陸軍を誘致し得る見込あるを以て一先づ海軍側のみ依り決行すべき旨の意見を述べ、實行計畫の細目に亘りては古賀清志に一任する旨の協議を爲したる事實あり、同人も亦同條第二號前段に該當するものであります。

求 刑

佐賀縣佐賀市西魚町七四

死刑(反亂罪)

休職海軍中尉

古 賀

清

志(二六)

佐賀市水ヶ江町一一七士族

死刑(反亂罪)

休職海軍中尉

三 上

卓(二九)

死刑(反亂罪)

佐賀縣小城郡東多久村大字別府四四二一
豫備海軍少尉

黒岩

勇(二七)

無期(反亂罪)

福岡縣小倉市大字富野二二〇五

休職海軍中尉

中村義

雄(二六)

無期(反亂罪)

新潟縣高田市東本町三ノ四七

休職海軍中尉

山岸

安(二六)

無期(反亂罪)

佐賀縣小城郡北多久村大字多久原五三六土族

休職海軍少尉

村山格

之(二六)

禁錮六年(反亂豫備罪)

青森縣青森市大字大野字長島七八

休職海軍少尉

伊東龜

城(二六)

禁錮六年(反亂豫備罪)

山口縣大津郡仙崎町二一一士族

休職海軍少尉

大庭春

雄(二五)

禁錮六年(反亂豫備罪)

熊本縣飽託郡池上村大字高橋九一八士族

休職海軍中尉

林正

義(二八)

禁錮三年(反亂豫備罪)

鹿兒島縣肝屬郡鹿屋町中名六〇三士族

豫備海軍大尉

塚野道

雄(三五)

右論告の主旨は、各被告が憂國の至情は大いに諒とする點もあるが、軍律紊亂の罪は許すべからず、減刑の餘地は絶対にないといふので、その峻烈なること、秋霜烈日の感があつた。

海軍側被告に判決下る

斯くして、全國民の神經を異常に昂奮せしめた五・一五事件の中幹をなす海軍側被告に最後の斷案の下される日は遂に來た。

昭和八年十一月十日、未明からつめたい秋雨が横須賀の空を煙らせてゐる。この日、午前七時半、空前の嚴戒裡に市外大津の海軍刑務所を出發した二臺の護送自動車は、古賀中尉以下九名の海軍側被告を乗せて沿道に群がる市民の耳を聳てつゝ軍法會議所に到着、ついで重責を一身に荷負ふ高須裁判長はやゝ面やつれの色さへ見せて高法務官並びに大和田少佐以下四判士を従へて來着、ついで、問題の中心たる山本檢察官をはじめ、塚崎、清瀬、福田、林、稻本の各辯護士、

海軍側被告に判決下る

特別辯護人の朝田大尉、淺水中尉などいづれも謹嚴な面持で來廷、判士室では慎重に最後の打合せが行はれる。やがて廷内の準備が全く整ふや午前九時高須裁判長、山本檢察官以下各判士は正面の扉を排して入廷着席、次いで、滿廷の注視を浴びながら被告人等は古賀中尉を先頭に軍人らして態度を持して入廷する。その顔はいづれも今斷罪をうけるものとは思はれぬ落着を見せてゐる。息詰まるやうな重苦しい零圍氣に滿廷の視聽は高須判士長の一身に注がれるや、同判士長は嚴かな態度で「これより公判を開きます」と開廷を告げて、被告に起立を命じた後、判決を言渡すと宣すに、各被告とも一段と緊張して直立不動の姿勢となる。判士長は判決文を前にしてまづ古賀中尉から個々の経歴を読みきかせ、事件の原因動機を明かにして漸次犯罪事實に説き及び、約一時間に亘つて読み上げ、最後に「被告等の罪跡まことに重大なりといへどもその動機は國家を憂慮するあまり執つたる行爲であるから同情酌量すべきものがある」と簡單に情狀論を一言してこの歴史的な大事件に對する最後の斷罪を下した。次に判決文を掲げる。判決理由は陸軍側判決とも重複する點がすくなくないので、これを省略することにした。

判決

休職海軍中尉

古賀清志

休職海軍中尉

中村義雄
(明治四十一年四月十日生)

休職海軍中尉

三上卓
(明治四十一年三月廿一日生)

豫備海軍少尉

黒岩勇
(明治三十八年三月廿三日生)

休職海軍中尉

山岸宏
(明治四十年二月六日生)

休職海軍少尉

村山格之
(明治四十一年九月廿日生)

休職海軍少尉

伊東龜城
(明治四十一年八月廿一日生)

休職海軍少尉

大庭春雄
(明治四十一年二月十日生)

休職海軍中尉

林正義
(明治四十二年二月廿三日生)

海軍側被告に判決下る

豫備海軍大尉

塚野道雄

(明治卅九年二月十四日生)

古賀清志、中村義雄、三上卓、黒岩勇、山岸宏、村山格之ニ對スル反亂及ビ伊東龜城、大庭春雄、林正義塚野道雄ニ對スル反亂豫備各被告事件ニツキ、當軍法會議ハ檢察官山本孝治參與審理ヲ遂ゲ、判決スルコト左ノ如シ。

主 文

被告人古賀清志、同三上卓ヲ各禁錮十五年ニ處ス。

被告人黒岩勇ヲ禁錮十三年ニ處ス。

被告人中村義雄、同山岸宏、同村山格之ヲ各禁錮十年ニ處ス。

被告人伊東龜城、同大庭春雄、同林正義ヲ各禁錮二年ニ處ス。

被告人塚野道雄ヲ禁錮一年ニ處ス。

但シ右伊東龜城、大庭春雄、林正義ニ對シテハ各五年間、塚野道雄ニ對シテハ二年間孰レモ右刑ノ執行ヲ猶豫ス。

押收物件中拳銃十四挺(證第一號乃至第十二號第百十號及ビ第十二號)拳銃彈五百五十四發(證第十五號乃至第十九號第百十三號ノ一及ビニ)短刀六口(證第廿號乃至第廿五號)ハ孰レモコレヲ沒收ス。

法 律 適 用

法律ニ照スニ、被告人古賀清志、同中村義雄、同三上卓、同黒岩勇、同山岸宏、同村山格之ガ黨ヲ結ビ兵器ヲ執リ反亂ヲ爲シ謀議ニ參與シタル判示所爲ハ、各海軍刑法第廿條第二號前段ニ該當シ、其罪責寔ニ重大ナリト雖モ憂國ノ至情諒トスベキモノアルヲ以テ、右所定刑中有期禁錮刑ヲ選擇シ、ソノ刑期範圍内ニ於テ被告人古賀清志、同三上卓ヲ各々禁錮十五年ニ、被告人黒岩勇ヲ禁錮十三年ニ、被告人中村義雄、同山岸宏、同村山格之ヲ各禁錮十年ニ處スベク、被告人伊東龜城、同大庭春雄、同林正義ノ判示反亂豫備ノ所爲ハ孰レモ同法第廿七條、第廿條ニ該當スルヲ以テ禁錮刑ヲ選擇シ、其ノ所定期範圍内ニ於テ右被告人ヲ各禁錮ニ處スベク、被告人塚野道雄ノ反亂豫備ヲ幫助シタル判示所爲ハ同法第廿七條、第廿條、刑法第六十二條、第六十三條、第六十八條第三號ニ該當スルヲ以テ禁錮刑ヲ選擇シ、其ノ所定期範圍内ニ於テ同被告人ヲ禁錮一年ニ處スベク、尙伊東龜城、大庭春雄、林正義、塚野道雄ニ對シテハ夫々刑ノ執行ヲ猶豫スベキ情狀アリト認メ、刑法第二十五條ニ則リ、龜城、春雄、正義ニ對シテハ各五年間、道雄ニ對シテハ二年間孰レモ右刑ノ執行ヲ猶豫スベク、主文掲記ノ押收物件ハ本件犯罪行爲ニ供シ又ハ供セントシタルモノニシテ、犯人以外ノ者ニ屬セザルヲ以テ刑法第十九條第一項第二號第二項ニ依リ之ヲ沒收スベキモノトス。仍テ主文ノ如ク判決ス。

昭和八年十一月九日

東京軍法會議

海軍側被告に判決下る

裁判長判士	海軍大佐	高	須	四	郎
裁判官	海軍法務官	高	頼	治	
裁判官判士	海軍少佐	大	和	田	昇
裁判官判士	海軍大尉	藤	尾	勝	夫
裁判官判士	海軍大尉	木	阪	義	胤

海軍判決に適用された法律條文

右の判決に於て適用せられたる海軍刑法第二十條、同第二十七條は、反亂の罪を規定する條文であつて、

海軍刑法第二十條 黨ヲ結ヒ兵器ヲ執リ反亂ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ死刑ニ處ス
 - 二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
 - 三 附和隨行シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 海軍刑法第二十七條 第二十條乃至第二十五條ノ罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期ノ懲役

又ハ禁錮ニ處ス

とある。

又、刑法第六十二條及び同第六十三條は從犯及び從犯の刑を罰する規定であつて、その條文は、

刑法第六十二條 正犯ヲ幫助シタル者ハ從犯トス

從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス

刑法第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シ減輕ス

刑法第六十八條第三號といふのは、有期の懲役又は禁錮を減輕する場合の加減例の規定であつて、その條文は、

刑法第六十八條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ一個又ハ數個ノ原由アルトキハ左ノ例ニ依ル

- 一、(略)
 - 二、(略)
 - 三、有期ノ懲役又ハ福錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減ス
 - 四、(以下略)
- とある。

又、刑法第二十五條は刑の執行猶豫される場合の規定であつて、その條文は、

刑法第二十五條 左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

一、前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

二、前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

とある。なほ刑の執行猶豫に就いては、その效力に關して左の如き規定があるから、參考までにその條文を掲げ置く。

刑法第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可シ

一、猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二、猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三、前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ

刑法第二十七條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サレルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其效力ヲ失フ

扱て、全國民の注視の中にこの歴史的判決を下し、重責を全うした高須判士長は、公判後次の如く語つた。

私は本年五月この重大事件の裁判長を拜命して以來、他の法務官一同と共に日夜心血を注いで誠心誠意事件の嚴正なる審理に没頭して人力の限りを盡し、及ばざるところは専ら神明の加護を願念祈禱しつゝ今日に至つた。本日の判決は裁判官一同の努力の結晶であつて、たゞ望むところはこの判決が御國のためになることを祈つてやまぬ。云々。

一方、山本檢察官もこの判決の意のあるところを諒解して上告せず、執行猶豫の恩典に浴した伊東、大庭、林、塚野の四被告は十一月十三日の早朝刑務所を出ることになり、他の被告も上告權を拋棄、服罪に決して、普通刑務所に收容せられることになつた。

昭和九年一月五日印
昭和九年一月十六日發行

不許複製



明治以降 大事件の眞想と判例 奥付

〔定價金二圓七十錢也〕

著者 小島 德彌

東京市麴町區飯田町一丁目十二番地

發行者 海老原 博

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷者 横山 重喜

東京市下谷區池之端七軒町卅七番地

印刷所 教文社印刷所

東京市麴町區飯田町一丁目十二番地

發行所 教文社

電話九段(33)二七六六番
振替口座東京三三七二四番

1-2263

5

660

5

